

経営規模等評価申請・総合評定値請求 (経営事項審査)の手引き【本編】

令和8年7月改訂版

この「申請の手引き【本編】」は、[近畿地方整備局において国土交通大臣の建設業許可を受けている建設業者](#)を対象にしたものです。
別冊の「申請の手引き【資料編】」の内容もあわせて確認してください。



国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

必ずお読みください



事実と異なる申請や書類の偽造等を行ったことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出したことが明らかになった場合、30日以上の営業停止となる可能性があります。

必ず責任者へ確認の上、申請してください。

経営事項審査の審査期間について

- 書面による申請の場合は、近畿地方整備局にて申請書の受付を行った日から概ね40日程度(※)で「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(結果通知書)を発行し、簡易書留にて送付いたします。
(※申請者側における補正対応期間の日数を除く)
なお、申請が集中する時期(例年7月～11月頃)においては40日を超える審査期間となる場合があります。
 - 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)」による電子申請の場合は、近畿地方整備局にて申請データの受付を行った日から概ね2週間程度(※)で「結果通知書」を発行いたします。
(※申請者側における補正対応期間の日数を除く)
- ⇒ 電子申請に関する詳細については、近畿地方整備局HPの経営事項審査のサイトに掲載しています。
https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/daizinkyoka_sinsa2.html

I. 経営事項審査について	
1. 経営事項審査の概要	… P 1～2
2. 経営事項審査の仕組み	… P 3
II. 申請手続について	
1. 申請方法	… P 4
2. 提出書類（経営規模等評価申請及び総合評定値請求）	… P 5
3. 申請にあたっての留意事項	… P 5
4. 提出先	… P 6
5. 手数料	… P 6
III. 申請書等の作成方法について	
1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書【記入例】	… P 7～8
2. 別紙一 工事種類別完成工事高及び元請完成工事高【記入例】	… P 9～10
■ 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ（加算）について	… P 11
3. 別紙三 その他の審査項目（社会性等）【記入例】	… P 12～13
4. 別紙二 技術職員名簿【記入例】	… P 14
■ 技術職員名簿に関する注意事項	… P 15～18
5. 工事経歴書、各様式の作成等について	
1) 工事経歴書（施行規則様式第2号）	… P 19～21
2) 評価対象となる建設機械について（項番62関係）	… P 22～23
3) CPD単位取得数について（項番46関係）	… P 24
4) 技能レベル向上者数について（項番47関係）	… P 25
5) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について（項番51関係）	… P 26
6) 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無について（項番52関係）	… P 27
経営規模等評価申請・総合評定値請求に係るチェックリスト	… P 28
「経営規模等評価申請・総合評定値請求に係るチェックリスト」に記載の確認書類について	… P 29～40
IV. その他	
1. 審査期間及び結果通知書の送付について	… P 41
2. 再審査の申立について	… P 41
3. 業種追加について	… P 41
4. 経営事項審査結果の公表及び閲覧について	… P 41
5. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について	… P 41
6. 特殊な経営事項審査について	… P 42
7. 経営事項審査に係る個人情報の取扱いについて	… P 42
8. 登録経営状況分析機関について	… P 42
9. 問合せ先	… P 42

I. 経営事項審査について

1. 経営事項審査の概要

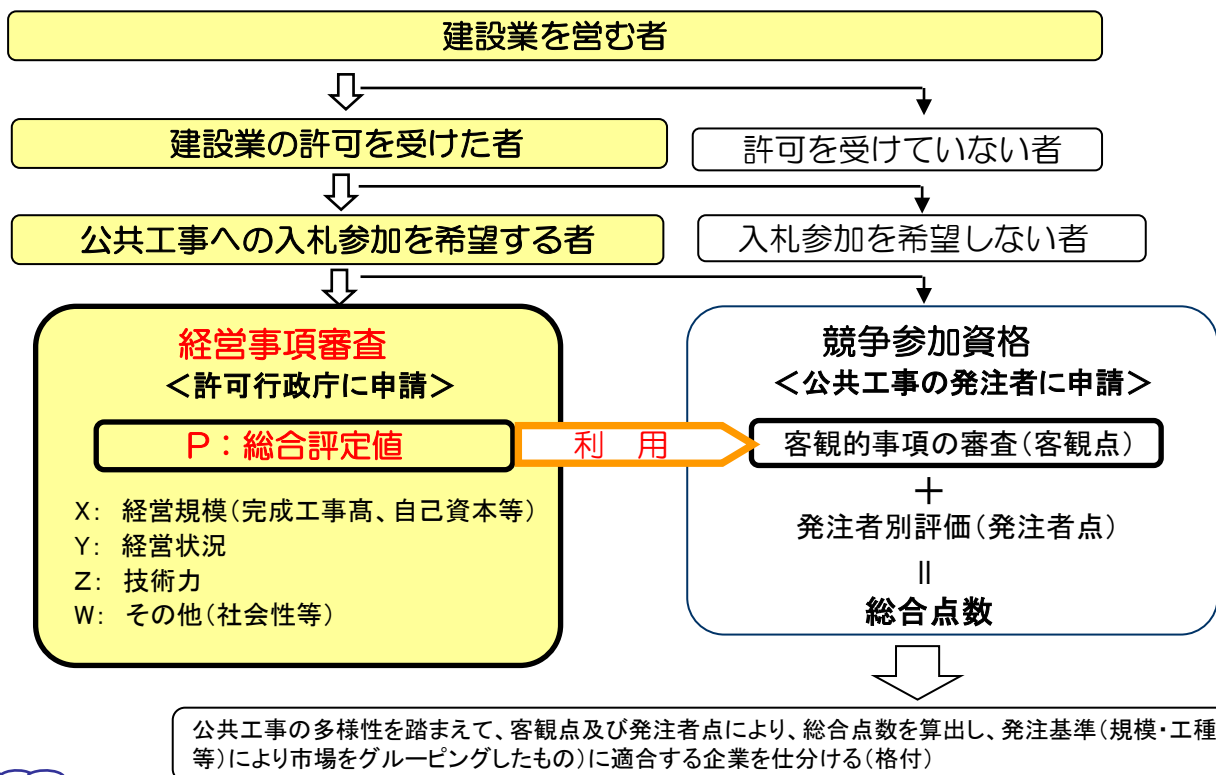
1) 経営事項審査

国、地方公共団体等が発注する公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けておかななくてはならないとされている審査制度です。

公共事業の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。この資格審査にあたっては、欠格要件に該当しないかを審査した上で、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数（総合点数）化して、格付けが行われています。このうち「**客観的事項にあたる審査が「経営事項審査」となります。**

この「経営事項審査」は、どの発注機関が行っても同一の結果となるべきものですので、特定の第三者が統一的に一定基準に基づいて審査を行うことが効率的であり、またこの審査自体が建設業行政と密接に関連していることから、建設業法の定めにより**建設業許可に係る許可行政庁が審査を実施する**こととされています。

～ 建設業者と経営事項審査の関係 ～



POINT

対象となる「公共工事」

経営事項審査を受けなければ請け負うことができないとされている工事（公共工事）は、次のとおりです。

●発注者が次のいずれかである施設又は工作物に関する建設工事で、工事1件の請負代金の額が500万円以上（建築一式工事の場合は1,500万円以上）のもの

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 法人税法別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体は除く）
- (4) 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者
- (5) 新関西国際空港株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社並びに本州四国連絡高速道路株式会社
- (6) 特別な法律により特別の設立行為をもって設立された法人
（公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、消防団員等公務災害補償等共済基金、地方競馬全国協会、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社

ただし、次の建設工事については、対象から除かれます。

[1] 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた応急の建設工事

[2] [1]に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

2) 審査基準日

申請をする日の直前の事業年度終了日（直前の決算日）が審査基準日となります。

（ただし、合併や分割等特殊な事例においては例外あり）

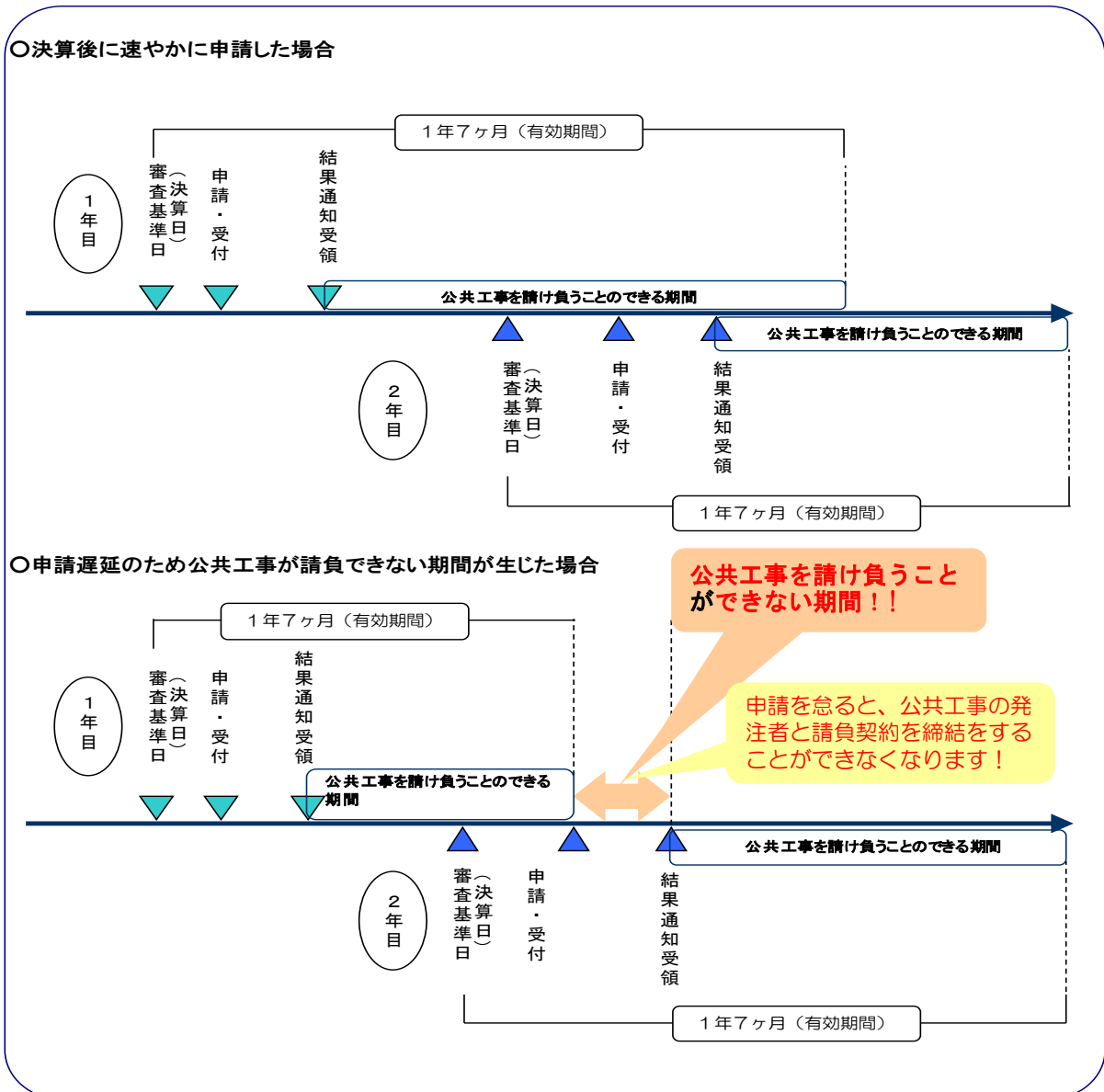
申請日時点で既に新しい審査基準日（決算日）を迎えている場合、**左記の審査基準日より前の審査基準日にて経営事項審査を受けることはできません。**

3) 有効期間

経営事項審査の有効期間は、**結果通知書（経営事項審査）を受領した後、その経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月の間**となります。この「1年7ヶ月」の期間は、**審査基準日から起算されるものであり、結果通知書を受け取ったからの期間ではありません。**

公共工事の受注（発注者との契約締結）には、契約締結日の1年7ヶ月前以降の決算日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けていることが必要です。これは、公共工事発注者の入札参加資格の有無とは関係なく、**公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。**

そのため、毎年公共工事を直接請け負おうとする場合は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年の決算後速やかに経営事項審査を受ける必要があります。



POINT

■有効期間を切れ目なく継続するためには

毎年、決算終了後4ヶ月以内を目安に経営事項審査を申請する必要があります。

（3月決算の会社であれば、7月末日まで）

また、申請にあたり、必ず**事前に**建設業許可に係る**決算の『変更届出書』**（以下、「**決算変更届**」という）を提出してください。

2. 経営事項審査の仕組み

- 経営事項審査は、次に掲げる事項について、数値による評価をして行います。（建設業法第27条の23第2項）

1) 経営状況

2) 経営規模等

「経営規模等」とは

「経営状況」(Y)以外の客観的事項を指します。
 具体的には、「経営規模」(X)、「技術力」(Z)及び「社会性等」(W)から構成されています。

- 国土交通大臣又は都道府県知事は、上記2)「経営規模等」に係る評価（経営規模等評価）の申請をした建設業者から請求があった場合には、上記1)「経営状況」に関する分析（経営状況分析）の結果に係る数値と経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、客観的事項の全体についての評定結果に係る数値を通知しなければならないとされています。この客観的事項全体に係る数値が『総合評定値（P）』となります。

POINT

■ 経営事項審査

経営状況分析申請
(Y)

+

経営規模等評価申請
(X・Z・W)

=

総合評定値の請求
(P)

3. 総合評定値（P）の算出方法について

客観的事項全体に係る数値である「総合評定値（P）」の算式及び各審査項目のウエイト等については下記のとおりです。

（令和8年7月1日以降）

※赤字は改正部分

項目区分		審査項目	最高点	最低点	ウエイト	審査機関
経営規模等	経営規模	X ₁ 完成工事高（業種別）	2,309	397	0.25	許可行政庁
		X ₂ 自己資本額 利払前税引前償却前利益の額	2,280	454	0.15	
	技術力	Z 技術職員数（業種別） 元請完成工事高（業種別）	2,441	456	0.25	
		W その他の審査項目（社会性等） 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 建設業の営業継続の状況 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理の状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	2,073	▲788	0.15	
経営状況	経営状況	Y 負債抵抗力 （純支払利息比率・負債回転期間） 収益性・効率性 （総資本売上総利益率・売上高経常利益率） 財務健全性 （自己資本対固定資産比率・自己資本比率） 絶対的力量 （営業キャッシュフロー・利益剰余金）	1,595	0	0.20	登録経営状況分析機関

- ★ 総合評定値（P）は、次の算式により算出します。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 (X_1) + 0.15 (X_2) + 0.20 (Y) + 0.25 (Z) + 0.15 (W)$$

総合評定値（P）の点数

最高点
2,159

最低点
163

※赤字は令和8年7月1日改正部分

Ⅱ. 申請手続について

1. 申請方法

- ・ 経営事項審査は「経営規模等」(X・Z・W)と「経営状況」(Y)に分かれており、それぞれ受審する必要があります。
- ・ まずは登録経営状況分析機関に対し経営状況分析(Y)の申請を行い、「経営状況分析結果通知書」の交付を受けてください。
- ・ その後、許可行政庁に対して「経営規模等」(X・Z・W)の申請を行ってください。
なお、その際「経営状況分析結果通知書」を提出することにより、「総合評定値」(P)の請求もあわせて行うことができます。

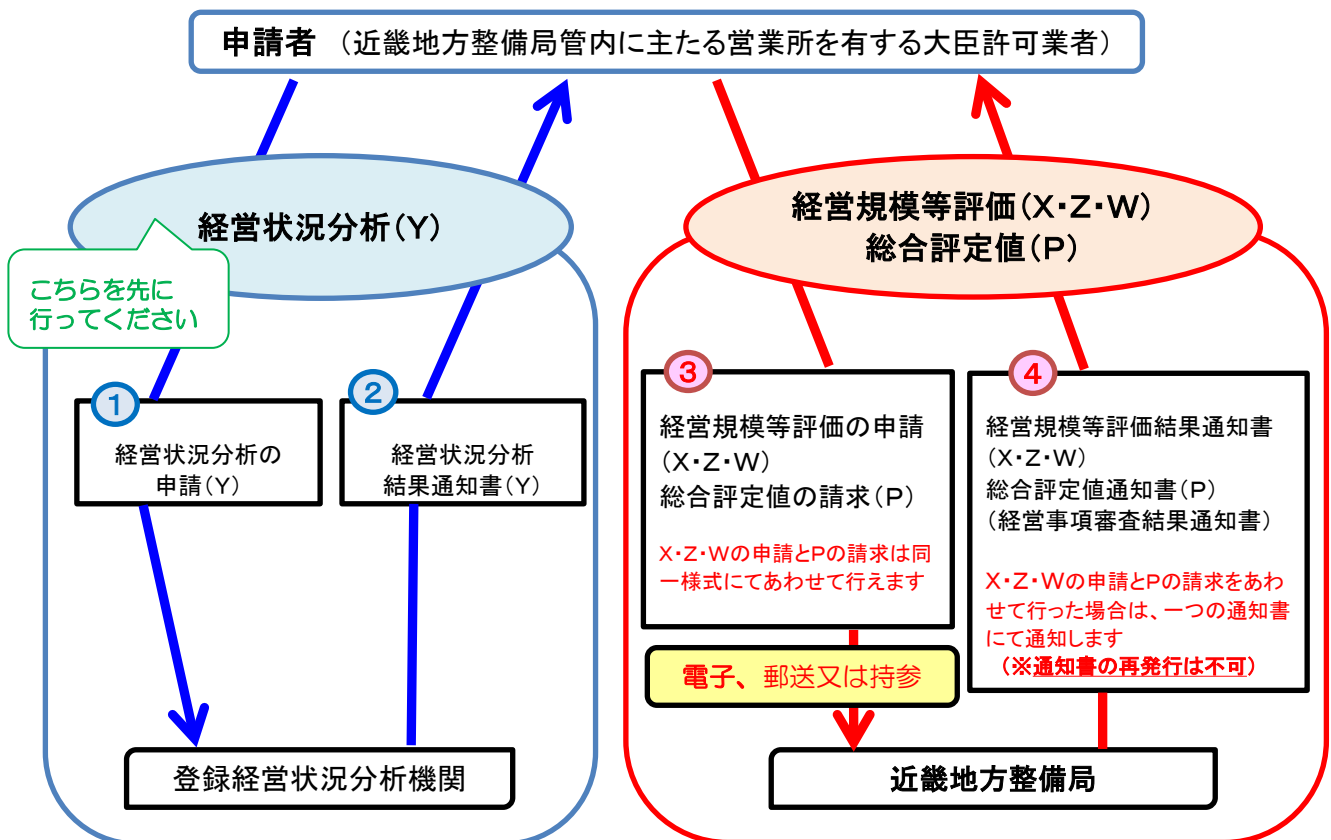
1) 経営状況分析(Y)

- ・ 建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関(「登録経営状況分析機関」)が行いますので、**登録経営状況分析機関宛に直接申請してください。**
(申請の時期や手続方法等については、登録経営状況分析機関にお問合せください)

※登録経営状況分析機関についてはP42の8を参照してください。

2) 経営規模等評価(X・Z・W)

- ・ 書面による申請の場合は、近畿地方整備局長宛の申請書等一式を揃えて、**郵送又は持参により近畿地方整備局へ提出してください。**
- ・ 電子申請の場合は、「**建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)**」にて行ってください。
- ・ 書面による申請については**申請書等一式が近畿地方整備局に到達した順に**、電子申請については申請順に、それぞれ審査を行います。ただし、P5の「2. 提出書類」欄に記載された書類に不足がある場合は、不足書類の提出まで審査を保留する、あるいは申請書等を返却することがあります。
- ・ また、近畿地方整備局からの補正箇所の連絡後90日以上を経過しても補正対応がなされない場合は、その理由等を確認の上、申請を取り下げいただくことがあります。



POINT

■虚偽申請防止対策の実施

審査時に、完成工事や技術職員の水増し等の虚偽申請や配置技術者違反等についても確認を行います。そのため、**追加書類の徴収や疑義内容にかかる調査・ヒアリング等を行う場合があります。**

2. 提出書類（経営規模等評価申請及び総合評定値請求）

近畿地方整備局にて大臣許可を受けた者が「経営規模等評価申請」「総合評定値請求」を行う場合、下記の書類を提出してください。

提出書類は、申請書等、添付書類及び確認書類に大別されます。このうち申請書と添付書類については建設業法施行規則等において様式が規定されていますが、**確認書類については国土交通大臣又は都道府県知事がそれぞれ審査に必要な書類を公示しているため、各都道府県に申請（請求）する場合は内容が異なります。**

（確認書類につき、知事許可を受けている場合は当該許可行政庁にお問合せください）

1) 申請書等		
①	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の14（20001帳票）</small>	P7・8参照
②	工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高 <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙1（20002帳票）</small>	P9・10参照
②-2	工事種類別完成工事高付表 ※業種間積み上げを行う場合のみ提出 <small>H20.1.31付け国総建第269号 経営事項審査の事務取扱いについて（通知） 別記様式第1号</small>	P11参照
③	その他の審査項目（社会性等） <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙3（20004帳票）</small>	P12・13参照
④	技術職員名簿 <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の14 別紙2（20005帳票）</small>	P14～18参照
⑤	経営状況分析結果通知書 （原本の提出要） <small>建設業法施行規則 別記様式第25号の13</small>	
⑥	委任状（行政書士等による代理申請の場合） （原本の提出要）	任意様式
⑦	審査手数料印紙貼付書	「申請の手引き【資料編】」資-35参照
2) 添付書類		
⑧	工事経歴書（様式第2号） ※省略不可 <small>建設業法施行規則 別記様式第2号</small>	P19～21参照
3) 確認書類		
	「経営規模等評価申請・総合評定値請求に係るチェックリスト」及び要領に記載のとおり	P28～40参照

※各様式等については、近畿地方整備局HPの経営事項審査のサイトに掲載しています
https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/daizinkyoka_sinsa2.html

3. 申請にあたっての留意事項

【1】提出部数

- [1] 申請書等 1部（正本、片面印刷）
- [2] 添付書類 1部
- [3] 確認書類 1部

※審査において問合せを行う場合がありますので、**控えを保管しておいてください。**

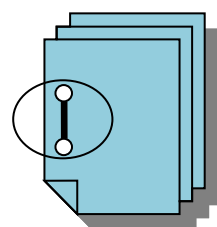
『確認書類』は返却いたしませんので、原本の提出が必要な書類以外は、必ず写し（コピー等）を提出してください。

※確認書類については、「結果通知書」の交付日の翌日から1ヶ月を経過した日以後に、近畿地方整備局において「溶解処理」にて処分いたします。

【2】綴じ方

- 申請書等及び添付書類（上記①～⑧）はステープラー（ホッチキス）や綴り紐等にて順番に綴じてください。
※確認書類のうち
 - ・様式第2号～第7号
 - ・様式B～F**を提出する場合は、【申請書等及び添付書類】の末尾と一緒に綴じこんでください。**
- 確認書類は、項目ごとに順番にとりまとめて、封筒や袋等に入れてください。
 なお、封筒等の表に「経営規模等評価申請・総合評定値請求に係るチェックリスト」（該当する項目にチェックマークを付したものを）を貼付してください。

ステープラー綴じ等



【申請書等・添付書類】



【確認書類】

4. 提出先

【電子申請】

「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」にて申請してください。

JCIPの操作方法については、ヘルプデスクにお問合せください。

JCIPヘルプデスク：0570-033-730（受付時間 平日9:00～17:00）

【書面による申請：郵送の場合】

〒540-8615 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
近畿地方整備局 建設部 建設産業第一課 調査係 宛
※「経営事項審査関係書類 在中」と明記してください

受付印の受領を希望する場合は、「受付印通知用はがき」又は「申請書の1枚目のコピー及び返信用封筒」（必要額の切手を貼付の上、返送先等を記載したもの）を同封してください。

各様式等については、近畿地方整備局HPの経営事項審査のサイトに掲載しています。
https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/daizinkyoka_sinsa2.html

【書面による申請：持参の場合】 ※できる限り郵送としてください

大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎9階 近畿地方整備局 建設産業閲覧室

受付印の受領を希望する場合は、申請書の1枚目のコピーを持参してください。

なお、受付時は提出書類の形式チェックのみを行います（その場での審査は行いません）。

5. 手数料

- 「経営状況分析」「経営規模等評価」「総合評定値」それぞれの申請（請求）につき、手数料を要します。
- このうち「経営規模等評価」申請及び「総合評定値」請求に係る手数料は建設業法施行令第46条により下記のとおり定められています。
- 手数料は、電子申請の場合は「Pay-easy」又は「収入印紙」にて、書面による申請の場合は「収入印紙」にて納付してください。
- 地方公共団体が発行する「収入証紙」にて手数料を納付することはできません。

経営状況分析申請（Y）

各登録経営状況分析機関が個別に設定していますので、申請先の分析機関にお問合せください。

経営規模等評価申請（X・Z・W）

8,100円に審査対象建設業（申請業種）1種類につき2,300円を加算した額。

総合評定値請求（P）

400円に審査対象建設業（申請業種）1種類につき200円を加算した額。

審査手数料早見表

（単位：円）

1業種	11,000	15業種	46,000
2業種	13,500	16業種	48,500
3業種	16,000	17業種	51,000
4業種	18,500	18業種	53,500
5業種	21,000	19業種	56,000
6業種	23,500	20業種	58,500
7業種	26,000	21業種	61,000
8業種	28,500	22業種	63,500
9業種	31,000	23業種	66,000
10業種	33,500	24業種	68,500
11業種	36,000	25業種	71,000
12業種	38,500	26業種	73,500
13業種	41,000	27業種	76,000
14業種	43,500	28業種	78,500
		29業種	81,000

<手数料の内訳>

基本手数料8,500円（8,100円＋400円）に、申請する1業種当たり2,500円（2,300円＋200円）を加算

結果通知書の交付後に、新たな業種の許可を受け、業種追加をする場合は基本手数料の納付は不要です（追加する1業種当たり2,500円の加算額の納付のみ）

※業種追加については、P41の3を参照

POINT

- 「収入印紙」は、審査手数料印紙貼付書（参考様式）又は任意の用紙に貼付して納付（提出）してください。
- 「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」及び「鋼橋上部工事」は審査対象建設業（申請業種）としてカウントしませんので、左記工事にかかる手数料は生じません。

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

建設業法施行規則別記様式第25号の14（20001帳票）
【記入例】

不要なものを二重線で抹消する
(通常は「経営規模等評価再審査申立書」及び申立に係る文言を抹消する)

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

【項番02】【項番03】及び【項番07】～【項番15】には申請日時点の状況を記入する
上記以外の項番には審査基準日時点の状況を記入する

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書き
例) (登記上) ○○県□□市▲▲*-*-*
(事実上) ○○県◎◎市△△*-*-*

行政書士等が代理申請を行う場合は、当該行政書士等の住所・氏名等もあわせて記入する

令和 年 月 日
大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
近畿地整建設 株式会社
代表取締役 近畿 太郎

不要な文言を二重線で抹消する
近畿地方整備局長
~~北海道開発局長~~
知事 殿
この欄には記入しない

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日		
申請時の許可番号	02	大臣コード 00 国土交通大臣 知事 許可(般特) 第09999999号 令和06年04月		
前回の申請時の許可番号	03	大臣コード 国土交通大臣 知事 許可(般特) 第 号 令和 年 月 日		
審査基準日	04	令和08年03月31日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	1 (1.法人) 2.個人		
商号又は名称のフリガナ	08	キンキチセイケンセツ		
商号又は名称	09	近畿地整建設(株)		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	キンキタロウ		
代表者又は個人の氏名	11	近畿太郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	23106		
主たる営業所の所在地	13	大手前3-1-41		
郵便番号	14	540-8586		
許可を受けている建設業	15	2 2 2 2 1 1 1 1		
経営規模等評価対象建設業	16	9 9 9 9 9 9 9 9		

POINT

■再審査の申立について
行政(審査)庁側の誤りにより、「経営事項審査結果通知書」の内容が申請内容と異なる場合、「結果通知書」を受領した日から30日以内に限り再審査を申し立てることができます。(登録経営状況分析機関が行った経営状況分析は行政庁によるものでないため対象外)。そのため、申請者側の記入漏れや記入誤り、申請時の確認書類不足による内容認否や経営状況分析のやり直し等、「行政庁側に責のない(申請者側の責任に帰する)案件」については再審査の申立の対象となりません。
※申請書類等の記載事項の誤りや不備不足、経営状況分析の結果に誤りがないか等につき、十分に確認の上申請してください。

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

- ・基準決算を選択：審査基準日の「純資産合計」（貸借対照表：施行規則様式第15号）を記入する
- ・2期平均を選択：「審査基準日の純資産合計」と「直前の審査基準日の純資産合計」の平均値を記入する
（千円未満の端数切り捨て）

※経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合、このカラムには**単独決算の数値**を記入する

近畿地整建設（株）

自己資本額の**審査対象**について「2期平均」を選択した場合のみ記入する

※経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合、このカラムには**単独決算の数値**を記入する

営業利益は損益計算書（施行規則様式第16号）の「**営業利益（営業損失）の額**」を記入する
減価償却実施額は「**法人税申告書別表十六（一）、（二）等に計上された額の合計額**」を記入する

（経営状況分析（Y）を連結決算で受けている場合、このカラムには**単独決算の数値**を記入する）

※12ヶ月を各期の決算期間とし、単独決算にて経営状況分析（Y）を受けている場合、「経営状況分析結果通知書」の「参考値」欄に記載された値と一致する

自己資本額 (千円) (1. 基準決算)
2. 2期平均

基準決算	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="6"/> (千円)
直前の審査基準日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/> (千円)

「**資本性借入金**」を自己資本額に加算して（2期平均を選択する場合は基準決算の前期決算において自己資本額に加算した場合を含む）経営状況分析（Y）を受けた場合は、**【項番17】の下部余白に「基準決算（又は直前の審査基準日）の資本性借入金 ●●千円（●●は加算した金額）」と記載する**

利益額（2期平均） (千円) 利益額（利払前税引前償却前利益）
= 営業利益+減価償却実施額

右の4つの数値を合計して、算出した値を2で割った値を【項番18】へ記入する
（千円未満の端数切り捨て）

マイナス値は「-」と記入し、「△」等は記入しない

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期	審査対象事業年度	
営業利益	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="1"/> (千円)	営業利益	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="6"/> (千円)
減価償却実施額	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="7"/> (千円)	減価償却実施額	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="1"/> (千円)

- ①審査対象事業年度：審査基準日以前12ヶ月の期間
- ②前審査対象事業年度：①の直前12ヶ月の期間

決算期変更等により**各期の決算期間が12ヶ月と異なる場合**、決算期間が上記①②それぞれの期間と一致しないことから、「営業利益」「減価償却実施額」について①②それぞれの期間（12ヶ月）に当てはまるよう**各決算期間の実績値を月単位で按分して計上する**

※按分計算を行った場合、計算式を当該余白部分に記載する

「技術職員名簿」に記載した技術職員の人数と一致させる

技術職員数 (人)

登録経営状況分析機関番号

経営状況分析を受けた機関の名称
○○○○経営状況分析機関

「経営状況分析結果通知書」に記載されている登録経営状況分析機関の登録番号、名称を記入する

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

【各項目に金額を記入する場合の注意事項】

- ・千円単位（千円未満の端数切り捨て）で右詰めで記入し、空位のカラムは空白とする
- ・会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、「百万円単位」（百万円未満の端数切り捨て）にて記入することができる
- ただし、各項目の金額単位は「千円」であることから、記入にあたっては百万円未満の位のカラムには「0」を記入する

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求めるとする事項	再審査を求めるとする理由

P41の2における再審査の申立を行う際に、必要事項を記入する

連絡先
所属等 営業部 営業課 氏名 近畿 花子 電話番号 06-XXXX-XXXX
ファックス番号 06-XXXX-XXXX

申請内容に関する問合せ等に対応できる者の連絡先（所属・氏名・電話番号・FAX番号）を記入する
行政書士等が代理申請を行う場合は、当該行政書士等の連絡先もあわせて記載する
※申請内容の補正にかかる連絡は可能な限りメールにて行うことから、対応できる者のメールアドレスもあわせて余白に記載してください

POINT

各カラムに記入した金額や数値等については、全て「**その根拠となる確認書類**」の提出が必要となります。
（確認書類についてはP28～40を参照してください）

- 項番17「自己資本額」欄
申請者の判断により「基準決算」又は「2期平均」のいずれかを選択可能です。
- 項番18「利益額」欄
一部の登録経営状況分析機関においては、「経営状況分析結果通知書」に「参考値」として「営業利益及び減価償却実施額の値（2ヶ年度分）」を記載しています。
12ヶ月を各期の決算期間とし、単独決算にて経営状況分析（Y）を受けている場合は、「参考値」に記載された値と当該項番の「営業利益」「減価償却実施額」の値が一致します。

2. 別紙一 工事種別完成工事高及び元請完成工事高

建設業法施行規則別記様式第25号の14 別紙1 (20002帳票) 【記入例】

別紙一

【項番16】にて「9」を記入したすべての業種につき、【項番32】の「業種コード」「工事の種類」「完成工事高」「元請完成工事高」を記入する

・業種コードは下記表を参照
・「完成工事高」「元請完成工事高」の実績がない場合も、必ず「0」を記入する

「計算基準の区分」で「3年平均」を選択した場合のみ記入する

(用紙A4) 20002

申請者 **近畿地整建設(株)**

審査対象事業年度又は前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度
自05年04月 至07年03月

審査対象事業年度
自07年04月 至08年03月

計算基準の区分 **2** (1. 2年平均) (2. 3年平均)

「工事経歴書」に記載の「合計」額と一致させる
業種間積み上げを行う場合は「付表」の額と一致させる

「計算基準の区分」で「3年平均」を選択した場合は、「前審査対象事業年度」と「前々審査対象事業年度」の額の合計を2で割った値を各カラムに記入する (千円未満の端数切り捨て)

業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高
32010	211,800	211,800	198005	198005
32011	223,124	223,124		
32050	0	0	8353	
32051	0	0		
32051	13,053	3,736		
32051	13,122	3,939		
32051	5,200	1,250		
32051	2,200	1,000		
33				
34				
合計				

①審査対象事業年度 : 審査基準日以前12ヶ月の期間
②前審査対象事業年度 : ①の直前12ヶ月の期間
③前々審査対象事業年度 : ②の直前12ヶ月の期間

【項番18】と同様、決算期変更等により各期の決算期間が12ヶ月とならない場合、決算期間が上記①②③それぞれの期間と一致しないことから、①②③それぞれの期間(12ヶ月)に当てはまるよう各決算期間の実績値を月単位で按分して計上する

※按分計算を行った場合、①についてはその計算式を当該余白部分に記載する
②③についてはその計算式を左記「計算表」の枠内に記載する

右記3業種を受審する場合、それぞれ対応する内訳業種の内容につき、実績の有無にかかわらず【項番32】に記入する

申請業種(コード)	内訳業種(コード)
土木一式工事(010)	プレストレストコンクリート構造物工事(011)
とび・土工・コンクリート工事(050)	法面処理工事(051)
鋼構造物工事(110)	鋼橋上部工事(111)

業種コード表 ※赤字は内訳業種

コード	申請業種	コード	申請業種
010	土木一式工事	140	しゅんせつ工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	150	板金工事
020	建築一式工事	160	ガラス工事
030	大工工事	170	塗装工事
040	左官工事	180	防水工事
050	とび・土工・コンクリート工事	190	内装仕上工事
051	法面処理工事	200	機械器具設置工事
060	石工事	210	熱絶縁工事
070	屋根工事	220	電気通信工事
080	電気工事	230	造園工事
090	管工事	240	さく井工事
100	タイル・れんが・ブロック工事	250	建具工事
110	鋼構造物工事	260	水道施設工事
111	鋼橋上部工事	270	消防施設工事
120	鉄筋工事	280	清掃施設工事
130	舗装工事	290	解体工事

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有) (2. 無) **2**

「契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無」を記入する (当該帳票が複数枚ある場合、全ての頁に記入する)

POINT

■工事の定義は建設業法第2条の規定による

- この法律において、「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、**建設工事の完成を請け負う営業をいいます。**
例えば、除草(剪定)業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」に該当しないため、原則として完成工事高に計上できません。
- 審査において、定義に該当しない案件の計上が判明した場合、当該案件の完成工事高からの除外と工事経歴書の訂正、これに伴う決算変更届の訂正、経営状況分析(Y)の再受審といった手続が必要となりますので、留意してください。
(建設業法による建設工事の業種区分については、「申請の手引き【資料編】」資-7~8を参照)

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

別紙一

(用紙A4)
20002

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

申請者 **近畿地整建設(株)**

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 年 5 月 至 7 年 9 月	審査対象事業年度 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 (1.2年平均) 2.3年平均)	計算基準の区分
業種コード 32110	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	
工事の種類 鋼構造物 工事	完成工事高計算表 0	元請完成工事高計算表 0			「完成工事高」「元請完成工事高」の実績がない場合も、必ず「0」を記入する
業種コード 32111	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	
工事の種類 鋼橋上部 工事	完成工事高計算表 0	元請完成工事高計算表 0			
業種コード 32290	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	
工事の種類 解体 工事	完成工事高計算表 11,600	元請完成工事高計算表 8,650			審査対象建設業(申請業種)以外の許可を有する業種であり、かつ「業種間積み上げの振替元業種」ではない業種における建設工事や、許可を有しない業種における軽微な建設工事の「完成工事高」「元請完成工事高」の合計額をそれぞれ記入する ・記入例の場合、200機械器具設置工事、220電気通信工事、230造園工事、260水道施設工事に該当する案件の実績を計上 また、許可を有しない業種の「軽微な建設工事」の実績も計上 ・記入例の場合、130舗装工事については、010土木一式工事に業種間積み上げを行うため「その他工事」への計上対象外 ※建設業に該当しない案件や事業の売上高(兼業売上高)は計上不可
業種コード 32300	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 11,217	元請完成工事高計算表 0			内訳業種である011プレストレストコンクリート構造物工事、051法面処理工事及び111鋼橋上部工事の完成工事高については、重複計上となることから計上しない
業種コード 32400	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	
工事の種類 合計	完成工事高計算表 25,261	元請完成工事高計算表 23,037			

当該帳票が2枚以上となる場合、最終頁にのみ【項番33】【項番34】の内容(実績がない場合は「0」)を記入する(最終頁以外の帳票には記入せずに「空欄」とする)

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

【項番32】及び【項番33】のカラムに記入した完成工事高・元請完成工事高の合計値を記入する
※【項番34】の数値は、損益計算書(施行規則様式第16号)の「完成工事高の額」と一致させる

「契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無」を記入する(当該帳票が複数枚ある場合、全ての頁に記入する)

POINT

- 金額は決算変更届に添付する「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の数値と一致する
- ・【項番32】の各事業年度の完成工事高・元請完成工事高、【項番33】【項番34】の各カラムの記入値は、「決算変更届」に添付する「直前3年の各事業年度における工事施工金額(施行規則様式第3号)」に計上した値と一致させる必要があります。
- ・また、【項番32】の値は「工事経歴書」に計上した金額と、【項番34】の値は「損益計算書の完成工事高の額」とも一致させる必要があります。

■ 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ（加算）について

- 審査対象建設業（申請業種）の年間平均完成工事高に、他の業種の年間平均完成工事高を含めることができる場合があります。これを「**業種間積み上げ**」といいます。
- 「業種間積み上げ」を行う場合の注意点は下記のとおりです。

- 業種間積み上げを行う場合、「**工事種類別完成工事高付表（様式第1号）**」の提出が必要です。
- 振替元の業種、振替先の業種ともに建設業許可を有していることが必要です。
- 1件の建設工事の完成工事高につき、複数業種に分割又は重複して計上することはできません。
- **振替元の業種は経営事項審査の申請業種とすることができません（全工事を積み上げる必要があります）。**
- 審査対象事業年度において業種間積み上げを利用する場合、**全事業年度において積み上げを行う必要があります。**

一式工事への専門工事の積み上げ

申請業種が「**〇10土木一式工事**」又は「**〇20建築一式工事**」（以下、「**一式工事業**」という）である場合、許可を受けている「**一式工事業以外の業種（専門工事）**」（**経営事項審査にて申請する業種を除く**）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、**その内容に応じて**当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

振替先（一式工事）		振替元（専門工事）
土木一式工事	←	土木工作物の建設に関連する工事 とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体 など
建築一式工事	←	建築物の建設に関連する工事 大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体 など

一般的な事例
矢印の方向に積み上げ可
(工事の内容によっては積み上げできない場合があります)

専門工事への専門工事の積み上げ

申請業種が**一式工事業以外（専門工事）**である場合、許可を受けている「**他の専門工事業種**」（**経営事項審査にて申請する業種を除く**）に係る建設工事の完成工事高を、その**建設工事の性質に応じて**当該専門工事業種の完成工事高に含めることができます。

専門工事		専門工事
とび・土工・コンクリート	↔	石、造園、解体
電気	↔	電気通信、消防施設
管	↔	熱絶縁、水道施設、消防施設
塗装、屋根	↔	防水

専門工事業における一般的な事例
(工事の内容によっては積み上げできない場合があります)

審査対象事業年度に積み上げを行う「振替元業種」については、従前の経審時に積み上げを行ったか否かに関わらず、**前期（及び前々期）の実績についても連動して積み上げを行う必要があります。**

【記入例】 工事種類別完成工事高付表（様式第1号）

工事種類別完成工事高付表			
経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高（積み上げ後） ※振替先業種		左に含める完成工事高 ※振替元業種	
(審査対象事業年度) 令和7年4月～令和8年3月			
土木一式工事	198,005千円	土木一式工事	180,000千円
うち元請	198,005千円	うち元請	180,000千円
		舗装工事	18,005千円
		うち元請	18,005千円
(前審査対象事業年度) 令和6年4月～令和7年3月			
土木一式工事	211,800千円	土木一式工事	211,800千円
うち元請	211,800千円	うち元請	211,800千円
		舗装工事	0千円
		うち元請	0千円

「**土木一式工事**」と「**建築一式工事**」のいずれも申請業種とする場合において、「**とび・土工・コンクリート工事**」や「**鋼構造物工事**」等を一式工事業へ積み上げる場合は、当期、前期（及び前々期）それぞれの工事につき「**工事の内容に応じて土木一式工事又は建築一式工事のいずれかに適切に積み上げてください。**」

→「土木一式工事に積み上げた完成工事高」と「建築一式工事に積み上げた完成工事高」の合計が、「**振替元業種の工事経歴書の合計額**」と一致していることを確認してください。

POINT

■ 「業種間積み上げ」を行った振替元業種については、経営事項審査を受けることができません

- 振替元業種に係る公共工事に「元請」として参加することができなくなります。
- また、公共工事の発注者によっては「積み上げ先の業種で経営事項審査を受けたとみなさない」ことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、**あらかじめ各発注者に経営事項審査の完成工事高の業種間積み上げを認めているか否かを必ず確認した上で積み上げを行ってください。**

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

3. 別紙三 その他の審査項目（社会性等）

建設業法施行規則別記様式第25号の14 別紙3（20004帳票）
【記入例】

(用紙A4)
2 0 0 0 4

令和8年7月1日制度改正により
・雇用保険の加入（旧項番41）
・健康保険の加入（旧項番42）
・厚生年金保険の加入（旧項番43）
は削除

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無

項番 3
4 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

項番 3
4 2 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無

項番 3
4 3 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保

項番 3
4 4 [1.該当、2.非該当]

【項番41】～【項番43】について、各制度に加入（導入）している場合は「1」を記入する

右欄「若年技術職員の割合（B/A）」が**15%以上**の場合は「1」を記入する

技術職員数（A）：「技術職員名簿」に記載した技術職員の人数と一致
若年技術職員数（B）：「技術職員名簿」に記載した技術職員のうち、**審査基準日時点において満35歳未満の者の数**

※新規若年技術職員数（C）の考え方については、P16～17参照

技術職員数（A） （人）	若年技術職員数（B） （人）	若年技術職員の割合（B/A）
-----------------	-------------------	----------------

%表記、小数点第2位以下の端数切り捨て

新規若年技術職員数（C） （人）	新規若年技術職員の割合（C/A）
---------------------	------------------

CPD単位取得数

項番 3 5 10
4 6 [単位]

技術者数 11 15
[人]

CPD単位取得数の考え方については、P24参照

「単位数」欄：「技術職員名簿」に記載したCPD単位取得数と、（「CPD単位を取得した技術者名簿」（様式第4号）を提出する場合は）**当該名簿に記載した技術者が取得したCPD単位との合計数**を記入する ※該当がない場合は「0」を記入する
「技術者数」欄：「技術職員名簿」に記載した技術職員の人数と、（「CPD単位を取得した技術者名簿」（様式第4号）を提出する場合は）**当該名簿に記載した技術者との合計人数**を記入する
→様式第4号を提出しない場合は、【項番19】の値と一致する

技能レベル向上者数

項番 3 5
4 7 [人]

技能者数 9 10 [人]

控除対象者数 15 20 [人]

技能者レベル向上者数の考え方については、P25参照

「技能レベル向上者数」欄、「技能者数」欄及び「控除対象者数」欄のいずれも、「技能者名簿」（様式第5号）を提出する場合はそれぞれ該当する人数を記入する
→様式第5号を提出しない場合は、いずれも「0」を記入する

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

項番 3
4 8 [1.えるぼし認定（1段階目）、2.えるぼし認定（2段階目）、3.えるぼし認定（3段階目）、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

項番 3
4 9 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

項番 3
5 0 [1.ユースエール認定、2.非該当]

【項番48】～【項番50】について、各制度の認定状況に応じて値を記入する

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

項番 3
5 1 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

必要な措置の考え方については、P26参照

「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」（様式第6号）を提出する場合は該当する値（「1」又は「2」）を記入する
→様式第6号を提出しない場合は「3」を記入する

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無

項番 3
5 2 [1.有、2.無]

※令和8年7月1日以降に申請するものから適用

自主宣言制度の宣言の考え方については、P27参照

①「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書（様式第7号）
②審査基準日において自主宣言制度に係る宣言を既に行っていることを証する書面の写し（「宣誓書」） ※有効期間内のものに限る
上記①②を提出する場合は「1」を記入する
→上記①②を提出しない場合は「2」を記入する

建設業の営業継続の状況

営業年数

項番 3 5
5 3 [年]

初めて建設業許可を受けた日から審査基準日までの期間（休業等期間を除く）を記入する
ただし、平成23年4月1日以降の申立に係る再生又は更生手続開始及び終結の決定を受けた場合は、**終結決定日から審査基準日までの期間**を記入する
（いずれも年末満の端数切り捨て）

必ず記入する
（不要な元号は抹消）

初めて許可（登録）を受けた年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日	休業等期間 年 月 日	備考（組織変更等）
--	----------------	-----------

合併・譲渡・分割等の事実発生日を記入する

該当がある場合は記入する

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

項番 3
5 4 [1.有、2.無]

再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日	再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日	再生手続又は更生手続終結決定日 令和 年 月 日
-----------------------------	---------------------------	-----------------------------

平成23年4月1日以降審査基準日までに再生又は更生手続開始の決定を受けており、かつ**審査基準日時点でまだ終結の決定を受けていない場合**にのみ「1」を記入する

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

<p>防災活動への貢献の状況</p> <p>防災協定の締結の有無</p> <p>5 5 3 [1.有、2.無]</p>	<p>国、特殊法人等又は地方公共団体と直接又は所属団体を通じて防災協定等を締結している場合は「1」を記入する</p> <p>審査基準日直前1年以内において、建設業法第28条に基づく「営業停止処分」「指示処分」がなされた場合にそれぞれ「1」を記入する ※「行政指導」（勧告等）や発注者による「指名停止措置」は対象外</p>				
<p>法令遵守の状況</p> <p>営業停止処分の有無</p> <p>5 6 3 [1.有、2.無]</p> <p>指示処分の有無</p> <p>5 7 3 [1.有、2.無]</p>	<p>審査基準日時点において該当する値を記入する</p> <p>「1」…会計監査人の設置を行っている場合（ただし、監査報告書において無限定適正意見又は限定付適正意見が表明された場合に限る）</p> <p>「2」…会計参与の設置を行っている場合（会計参与報告書が作成されている場合に限る）</p> <p>「3」…「建設業経理士等名簿」（様式C）に記載し【項番59】に計上する者のうち、経理実務の責任者である者が自筆署名を付した「経理処理の適正を確認した旨の書類」（様式第2号）を提出する場合</p> <p>「4」…上記1～3のいずれにも該当しない場合</p>				
<p>建設業の経理の状況</p> <p>監査の受審状況</p> <p>5 8 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]</p> <p>公認会計士等の数</p> <p>5 9 3, 5 (人)</p> <p>二級登録経理試験合格者等の数</p> <p>6 0 3, 5 (人)</p>	<p>審査基準日時点において常勤職員である以下の者の数を記入する</p> <p>①公認会計士（ただし、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者に限る）</p> <p>②税理士（ただし、所属税理士会が認定する研修を受講した者に限る）</p> <p>③1級登録経理試験合格者（ただし、合格した翌年度の開始日から審査基準日までに5年を経過していない場合に限る）</p> <p>④1級登録経理講習修了者（ただし、修了した翌年度の開始日から審査基準日までに5年を経過していない場合に限る）</p> <p>審査基準日時点において常勤職員である以下の者の数を記入する ただし、いずれも【項番59】に記入する者は重複計上となるため計上不可</p> <p>①2級登録経理試験合格者（ただし、合格した翌年度の開始日から審査基準日までに5年を経過していない場合に限る）</p> <p>②2級登録経理講習修了者（ただし、修了した翌年度の開始日から審査基準日までに5年を経過していない場合に限る）</p>				
<p>研究開発の状況</p> <p>【項番58】で「1」を記入した場合は2期平均の額を記入する（千円未満の端数切り捨て） →「1以外」の場合は「0」を記入する</p> <p>研究開発費（2期平均）</p> <p>6 1 3, 5, 10 (千円)</p>	<p>①審査対象事業年度：審査基準日以前12ヶ月の期間</p> <p>②前審査対象事業年度：①の直前12ヶ月の期間</p> <p>【項番18】と同様、決算期変更等により各期の決算期間が12ヶ月とならない場合、決算期間が上記①②それぞれの期間と一致しないことから、①②それぞれの期間（12ヶ月）に当てはまるよう各決算期間の実績値を月単位で按分して計上する</p> <p>※按分計算を行った場合、計算式を当該余白部分に記載する</p> <table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> </tr> <tr> <td>(千円)</td> <td>(千円)</td> </tr> </table>	審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	(千円)	(千円)
審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度				
(千円)	(千円)				
<p>建設機械の保有状況</p> <p>建設機械の所有及びリース台数</p> <p>6 2 3, 5 (台)</p> <p>※令和8年7月1日以降に申請するものから対象機械を追加</p> <p>評価対象となる建設機械の考え方については、P22～23参照</p> <p>①対象となる建設機械であること</p> <p>②審査基準日において、対象機械ごとに定められた法定検査が実施済みであり、かつ当該検査の有効期間内であること</p> <p>③審査基準日において、自社所有又は審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められたリース契約を締結していること</p> <p>→上記①～③を全て満たす建設機械の台数を記入する（該当がない場合は「0」を記入する）</p>					
<p>国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況</p> <p>エコアクション21の認証の有無</p> <p>6 3 3 [1.有、2.無]</p> <p>ISO9001の登録の有無</p> <p>6 4 3 [1.有、2.無]</p> <p>ISO14001の登録の有無</p> <p>6 5 3 [1.有、2.無]</p>	<p>審査基準日時点においてエコアクション21の認証を取得しており、かつ当該認証の有効期間内である場合において、下記①②を全て満たす場合に「1」を記入する</p> <p>①認証範囲に建設業が含まれている</p> <p>②建設業許可を受けた全ての営業所について認証を受けている</p> <p>→該当しない場合は「2」を記入する</p> <p>審査基準日時点においてISO9001又はISO14001の登録を受けており、かつ当該登録の有効期間内である場合において、下記①～③を全て満たす場合にそれぞれ「1」を記入する</p> <p>①登録範囲に建設業が含まれていない</p> <p>②建設業許可を受けた全ての営業所について登録を受けている</p> <p>③建設業許可を受けた全ての営業所について、許可上の所在地と登録を受けた所在地が一致している</p> <p>→該当しない場合はそれぞれ「2」を記入する</p>				

4. 別紙二 技術職員名簿

以下、「審査基準日：令和8年3月31日」申請日を令和8年7月とした場合の記入例

審査対象年内(当期事業年度開始日の直前1年以内)に技術職員となった者に「○」を付す(詳細はP16⑤参照)
※今回「技術職員名簿」に初掲載する者全てに「○」を付すものではない

右詰めで記入する
空位の colum は「0」を記入する

技術職員ごとに申請する業種を必ず記入する
【項番16】に「9」を記入した業種以外の業種は記入不可

(用紙A4)

1業種において「2つの資格」の申請は不可(1業種において複数資格を有する場合、いずれか1つを選択して申請する)

技術職員ごとに「CPD認定団体による認定単位を換算した値」を記入する(詳細はP24参照)
※換算値の上限は「30」

技術職員名
審査基準日時点の満年齢を記入する
項番 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	年齢の若い順(生年月日の新しい順)に記入する	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	近畿 太郎	H6.1.1	32	8 2	0 1 1 1 3	2	0 5 1 1 3	2			
2		近畿 二郎	H4.6.6	33	8 2	0 5 1 1 3	2	1 1 1 1 3	2			
3		近畿 三郎	H3.12.21	34	8 2	0 1 1 4 1	2	1 1 1 8 1	2			
		近畿 四郎	H3.4.1	35	8 2	0 5 2 1 6	2					
		近畿 花子	S56.7.10	44	8 2	0 1 0 0 1	2					
出向		福井 一郎	S55.2.22	46	8 2	0 1 1 1 3	1	2 9 1 1 3	2		00001999999	
7	○	京都 一子	S45.8.8	55	8 2	0 1 0 0 1	2					
8		滋賀 次子	S32.10.10	68	8 2	0 1 2 1 4	2					
9		満年齢が上がるのは「誕生日の前日」 →記入例の場合、 平成3年4月1日以前生まれの者 →満35歳以上 平成3年4月2日以降生まれの者 →満34歳以下			8 2							
10					8 2							
11					8 2							
12					8 2							

1つの資格にて2業種を選択する場合、「有資格区分コード」は2箇所とも同じコードを記入する(前回掲載者の資格を追加・変更する場合はコード部分を着色する)

有資格区分コードについては「申請の手引き【資料編】」資-3~6を参照

監理技術者資格者証の交付を受けている場合、交付番号を記入する

「講習受講」欄の考え方については、P17⑦参照
①「業種コード」欄に記入した業種について、法第15条第2号イに該当する(1級国家資格を有している)こと
②「業種コード」欄に記入した業種について、監理技術者資格者証の交付を受けていること
③法第26条の6から8の規定による講習(監理技術者講習)を受講していること(ただし、受講日の翌年の開始日から審査基準日まで5年を経過していない場合に限る)
上記①~③を全て満たす場合に「1」を記入する
→満たさない場合は「2」を記入する

出向者の場合は「出向」と記入する

記入例の場合、
【項番44】には「1(該当)」を記入する
若年技術職員(B)3人 ÷ 技術職員数(A)8人 = 割合(B/A)37.5%(15%以上)
※若年技術職員…審査基準日において満35歳未満の者
【項番45】には「1(該当)」を記入する
新規若年技術職員(C)1人 ÷ 技術職員数(A)8人 = 割合(C/A)12.5%(1%以上)
※新規若年技術職員の考え方については、P16⑥参照
・審査対象年内(当期事業年度開始日の直前1年以内)に技術職員となった者(「新規掲載者」欄に○を付す対象となる者)のうち、審査基準日において満35歳未満の者

申請業種	コード	申請業種	コード
土木工事業	01	ガラス工事業	16
建築工事業	02	塗装工事業	17
大工工事業	03	防水工事業	18
左官工事業	04	内装仕上工事業	19
とび・土工事業	05	機械器具設置工事業	20
石工事業	06	熱絶縁工事業	21
屋根工事業	07	電気通信工事業	22
電気工事業	08	造園工事業	23
管工事業	09	さく井工事業	24
タイル・れんが・ブロック工事業	10	建具工事業	25
鋼構造物工事業	11	水道施設工事業	26
鉄筋工事業	12	消防施設工事業	27
舗装工事業	13	清掃施設工事業	28
しゅんせつ工事業	14	解体工事業	29
板金工事業	15		

29 1頁あたりの記入人数は30名まで
・30人以下の場合、複数頁に分割して記入しない
・31人以上の場合、31人目以降は2頁以降に記入する(独自に行数を増やさない)

POINT

- 技術者評価について
- 各技術職員の審査基準日時点の状況に基づき作成してください。
- 技術職員1人につき、申請できる業種は「異なる2業種まで」です(1業種において「2つの資格」の申請は不可)。
※当該業種制限はあくまで「経営事項審査上の制限」であり、建設業法の規定により現場に配置すべき監理技術者等について1人の技術職員が3業種以上の監理技術者等要件を満たす複数の資格を有している場合は、経営事項審査において申請する業種に関わらず、要件を満たす全ての業種において監理技術者等になり得ます。
- 1級国家資格を有する技術職員が有効な監理技術者資格者証を保有しており、かつ監理技術者講習の有効期間内にある場合に、「6点」の評価となります。(1級国家資格保有による「5点」 + 「講習受講：1」該当による「1点」の加点)
1級国家資格を有さず(実務経験等によって)監理技術者資格者証を保有している場合、「講習受講：1」の要件を満たさないことから「1点」の加点対象となりません。(「講習受講」欄には「2」を記入)
- 他社からの出向者については、「出向者」である旨を技術職員名簿の余白に記入してください。
- 許可換えにより近畿地方整備局へ初めて申請する場合、前回他行政庁で受審した際に提出した「技術職員名簿」の写しを確認書類として提出してください。

■ 技術職員名簿に関する注意事項

①技術職員名簿に記載可能な職員について

- 「技術職員名簿」に記載可能な職員は、**審査基準日において雇用期間を限定することなく常時雇用され、かつ審査基準日において6ヶ月を超える恒常的な雇用関係**（下記③参照）にある必要があり、**常時雇用の職員とは下記に該当する者**となります。
 - 就業規則で定める定年に達していない正社員（常勤職員）又は定年の定めのない事業所における正社員（常勤職員）
 - 就業規則で定める定年以降の職員のうち、**勤務条件として定年内の正社員と同一の就業日数及び就業時間が定められ、かつ雇用期間の定めのない（無期）雇用契約を締結している常勤職員**
 - ※ ただし、**定年前から雇用され、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」第9条第1項第2号の規定により定年以降「継続雇用制度」の適用を受けている65歳以下の職員**については、要件を満たすものとみなして「技術職員名簿」に記載することが可能です。
 - 「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（様式第3号）の提出が必要（P16④参照）
 - 常勤の役員（雇用（期間）を役員就任（任期）に読み替え）
- 以下の者は要件を満たさないため「技術職員名簿」に記載することはできません。
 - 雇用（出向・採用後）期間が6ヶ月以内である職員
 - 「技術職員名簿」に記載可能な資格を有していない職員
 - 期間の定めのある（有期）雇用契約を締結している職員（契約更新回数等の制限の有無を問わない）
 - 定年内の正社員の就業日数及び就業時間よりも短い勤務条件にて勤務する職員
 - 監査役・非常勤の役員
 - その他、要件を満たすことが確認できない職員
- 確認書類として提出を要する「標準報酬決定通知書」等について、「技術職員名簿」「建設業経理士名簿」等に記載の職員との突合確認のため、各職員情報の余白部分に「各名簿の頁数及び通番等」を付記してください。

②出向者の取扱いについて

- 出向先にて、**審査基準日において6ヶ月を超えて常勤である**（定年内の正社員と同一の就業日数及び就業時間にて勤務している）職員は、**出向先において「技術職員名簿」の記載対象となり得ます**。
 - ※ **出向元**においては要件を欠くことから「技術職員名簿」に記載することはできません。
- 確認書類として、他の技術職員と同様の書類の他、**出向元が作成・証明する出向協定書等の写し又は出向証明書**の提出も必要となります。
 - ※ **出向開始日、出向期間や出向条件等**、要件を満たすことが確認できない場合は不可
- 前回経審において「出向者（在籍出向）」として「技術職員名簿」に記載していた職員について、**今回経審の審査基準日までに出向先に転籍した（自社の常勤職員として雇用した又は常勤の役員に就任した）場合は、他の技術職員と同様の書類の他、「出向元での雇用等終了から出向先での雇用又は役員就任開始に間断がない（空白期間がない）」ことの確認のため「出向元における社会保険等の資格喪失届」**の提出もあわせて必要となります。

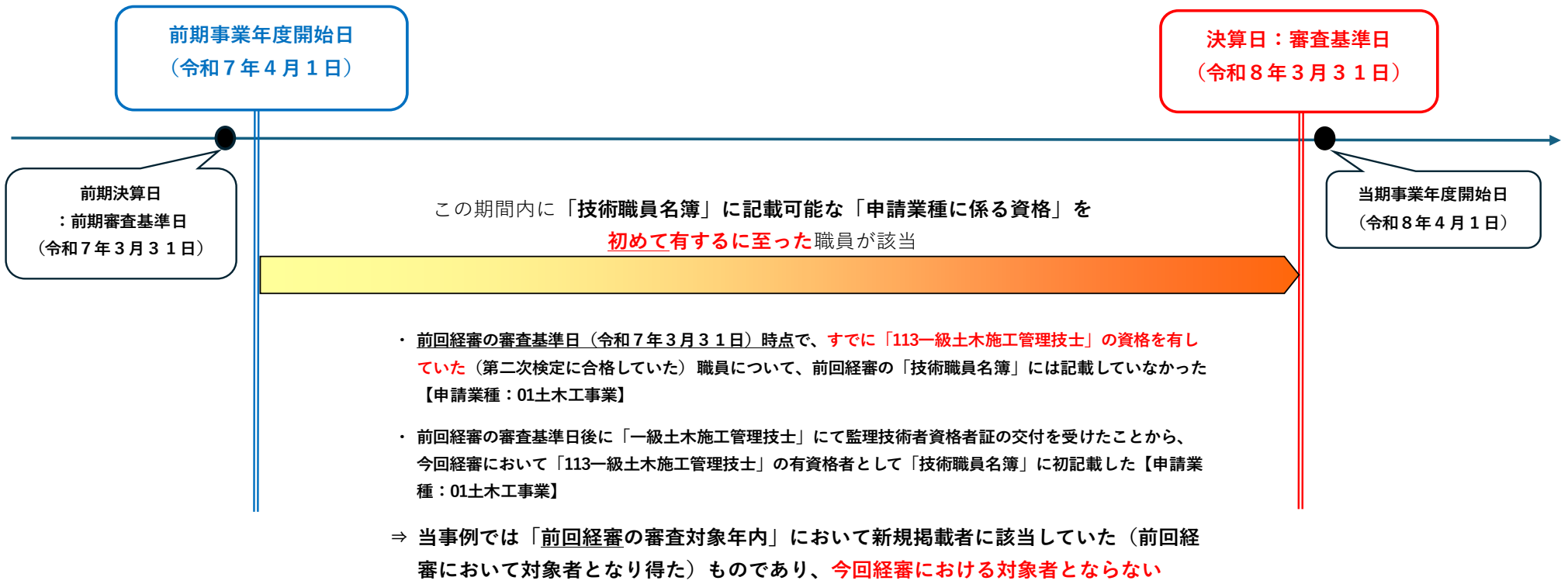
③6ヶ月を超える恒常的な雇用関係について

- 6ヶ月を超える恒常的な雇用関係とは、**審査基準日から遡る6ヶ月と1日前の日以前に雇用され、審査基準日まで間断なく雇用関係が継続されていること**をいいます。



Ⅲ. 申請書等の作成方法について

- 2) **審査対象年**より前に、既に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係は有していたものの「**技術職員名簿**」に記載可能な「**申請業種に係る資格**」を一切有していなかったが、**審査対象年内**に初めて記載可能な「**申請業種に係る資格**」を有するに至った職員



- ・ 上記「新規掲載者に該当する技術職員」のうち、**審査基準日において満35歳未満の人数**を【項番45】の「新規若年技術職員数(C)」欄に記入してください。

⑥所定の実務経験を必要とする場合の取扱いについて

- ・ 主任技術者等の要件として所定の実務経験年数を必要とする資格については、**申請業種**(「業務コード」欄に記載する業種)ごとに「**当該業種に係る実務経験**」を有している必要があります。
- 例) 資格区分コード001 … 指定学科卒業後、**申請業種に係る**所定年数の実務経験が必要
 資格区分コード002 … **申請業種に係る**10年以上の実務経験が必要
 資格区分コード256 … 「第二種電気工事士」の**免状交付後**、**08電気工事業に係る**3年以上の実務経験が必要

■実務経験とは

<「建設業許可事務ガイドライン」【第7条関係】2.(2)及び【第5条及び第6条関係】2.(9)参照>

- ・ **申請業種に係る建設工事**の施工に関し、**具体的に携わった技術上の職務経験**をいいます。
したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験や実際に建設工事の施工に携わった経験、建設工事の注文者側において設計に従事した経験のほか、**これらの技術を習得するための見習いに従事した経験も含まれます**。
なお、**工事現場における単なる雑務や営業、各種事務作業に従事した経験は該当しません**。
- ・ また、**一つの建設工事に従事した経験(期間)を「複数の業種に係る経験」として重複計上することはできません**。
(ただし、平成28年5月31日までに「05とび・土工工事業」として請け負った解体工事に係る実務経験期間に限り、「05とび・土工工事業」及び「29解体工事業」双方の実務経験期間として重複計上可)

- ・ 「技術職員名簿」に実務経験を必要とする資格を記載する場合、「**指定学科の卒業証明書**」(卒業証明書にて確認できない場合は**専攻コース等が記載された「成績証明書」等を含む**)や「**各種検定又は試験の合格証等**」の提出が必要となりますが、「**申請業種に係る実務経験を証明する書類**」については申請時点では特に提出を求めています。
ただし、**審査上において技術職員の年齢や指定学科の卒業年月日、各種検定等の合格日等を勘案し、所定の実務経験を有している事実を確認する必要が生じた場合は追加の確認書類として当該書類の提出を求めることがあります**。

→ 申請業種ごとに「**実務経験証明書**」(施行規則様式第9号)を作成し提出
記載例は近畿地方整備局HPの建設業許可のサイトに掲載の「建設業許可申請の手引き」を参照

⑦「講習受講: 1」による加点(6点評価)について

- ・ 「技術職員名簿」の「講習受講」欄に「1」を記入する対象となるのは**下記1)~3)を全て満たす場合に限られます**。
- 1) **申請業種**(「業務コード」欄に記入する業種)について、**法第15条第2号イに該当する(1級国家資格を有している)**こと
<1級国家資格>
1級技術検定(1級●●施工管理技士)、1級建築士、技術士
※ 「申請の手引き【資料編】」資-3~6の「有資格区分コード表」において、**業種と資格区分コードの組合せが「5」となっているものが該当**
- **国土交通大臣認定や実務経験により「監理技術者資格者証」の交付を受けた場合は対象外**

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

2) 申請業種について、監理技術者資格者証の交付を受けていること

すなわち、以下a～cを全て満たす必要があります。

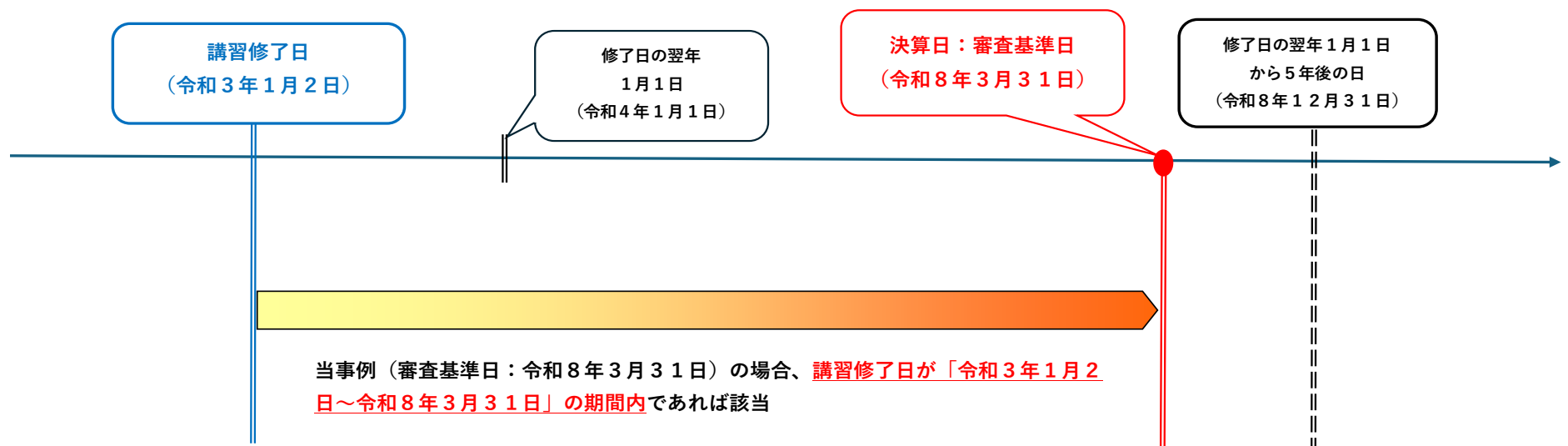
- a： 審査基準日について、監理技術者資格者証の初回交付日以降であり、かつ有効期間内にあること
- b： 上記1)の1級国家資格の略称名が「有する資格」欄に記載された監理技術者資格者証の交付を受けていること
→ 当該欄に記載のない1級国家資格は「監理技術者資格者証の交付を受けていない」こととなるため対象外
- c： 申請業種について「建設業の種類」欄に「1」と記載された監理技術者資格者証の交付を受けていること
→ 特に「29解体工事業」については平成28年6月1日に新設された業種であることから、それ以前に1級技術検定や技術士の国家資格を得て監理技術者資格者証の交付を受けた場合、解体工事に係る所定の要件を満たした上で監理技術者資格者証の業種追加申請を行わなければ「解体工事業」の欄が「1」に変更されません。
解体工事業に係る所定の要件を満たしていたとしても、監理技術者資格者証に「0」と記載されている場合は「講習受講：1」（1点加点）の対象外となりますので留意してください。

※ 解体工事業に係る所定の要件については、P33（チェックリスト番号5関係①vii）参照

3) 法第26条の6から8の規定による監理技術者講習を受講していること

すなわち、以下a及びbを全て満たす必要があります。

- a： 審査基準日以前に、監理技術者講習を修了済みであること
- b： 審査基準日について、「講習修了日の翌年1月1日から5年後の日」以内であること



5. 工事経歴書、各様式の作成等について

1) 工事経歴書（施行規則様式第2号）

「工事経歴書」は、建設業許可において毎事業年度終了後4ヶ月以内に届出を要する「決算変更届」に添付する必要があるものです。（「決算変更届」の届出がなされていない場合、経営事項審査を行うことはできません）

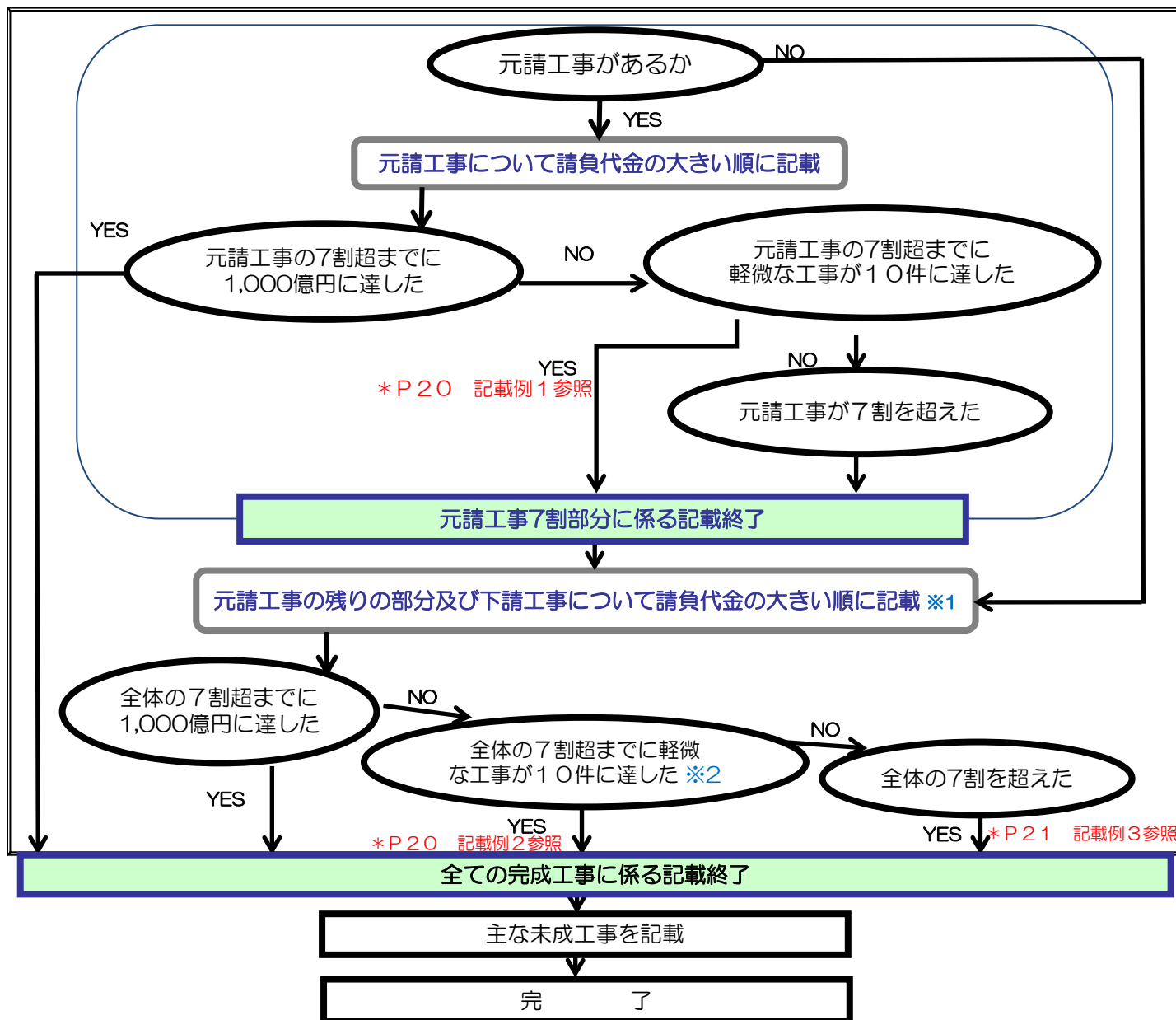
「工事経歴書」は経営規模等評価（X・Z・W）の審査においても必要となりますので、「決算変更届」に添付したものと同一内容のものを提出してください。（決算日後に新たに許可を得た申請業種については、経営規模等評価の申請のために「工事経歴書」を作成し提出する必要があります）

■工事経歴書作成に係る注意事項

- ・ 下記の記載フロー及びP20～21の記載例を参照してください。
- ・ 売上等の計上方法として「工事進行基準」を採用する場合は、記載額の根拠資料の追加提出を求めることがあります。

工事経歴書の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事（税込500万円（建築一式工事は1,500万円）未満）、の10件を超える部分については記載を要しない ※工事経歴書は税抜額を記載する必要があるため、金額に注意すること
 ③さらに、②に続けて主な未成工事について記載する



※1 元請工事が無い場合は、下請工事のみ記載してください。
 ※2 元請7割分に記載した軽微な工事と合わせた件数で判断。ただし、「元請のみ10件の記載」のみで完了とはならず、「元請工事の残りの部分及び下請工事から1件以上軽微な工事が記載される段階」まで記載をする必要があります。（軽微な工事は計11件記載してください）
 元請工事に軽微な工事が無い場合は、下請工事のみで判断してください。

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

* 記載例1 (元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

必ず税抜額で記載する

該工事が監理技術者を配置する工事の場合に記載する

請負代金は千円単位で記載する(千円未満の端数切り捨て)

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係) **工事経歴書** (用紙A4)

とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					主任技術者又は主任技術者(該当箇所に印を記載)	主任技術者又は監理技術者		着工年月日	完成又は完成予定年月
A	国土建設	元請	上田邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	レ	9,000千円	平成22年12月	平成23年1月
B	北海道開発	"	仙台邸車止め設置工事	"	愛知太郎	レ	4,500千円	平成23年2月	平成23年3月
C	東北土木	"	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	"	一宮二郎	レ	3,200千円	平成22年3月	平成22年4月
D	関東建設	"	豊橋川改修工事の内掘削工事	"	津島一平	レ	2,500千円	平成22年5月	平成22年5月
E	北陸産業	"	丸の内ビル新築工事の内外構工事	"	半田五郎	レ	2,000千円	平成23年1月	平成23年1月
F	中部塗装	"	豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	"	岡崎三男	レ	1,900千円	平成22年10月	平成22年11月
G	近畿組	"	栄ビル新築工事の内くい打工事	"	豊田一郎	レ	1,800千円	平成22年9月	平成22年9月
H	中国建築	"	一般国道99号線道路新設工事	"	名古屋三郎	レ	1,700千円	平成23年2月	平成23年3月
I	四国道路	"	一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	"	愛知太郎	レ	1,600千円	平成22年4月	平成22年4月
J	九州工業	"	三重邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	レ	1,500千円	平成22年12月	平成22年12月
K	沖縄機械	"	讃岐邸新築工事の内基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	レ	1,000千円	平成22年4月	平成22年5月
L	S	下請	S邸外構工事	"	岡崎三男	レ	8,000千円	平成22年5月	平成22年5月
M	K	"	K邸改修に伴う仮設工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ	8,000千円	平成22年5月	平成22年5月

元請工事に係る完成工事 (A~M)

下請工事に係る完成工事 (L, M)

B~K の件数 ≤ 10件

「軽微な工事」

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

小計	13	45,700	0	45,700	0
合計	52	65,000	0	50,000	0

全ての「完成工事高」の合計額

全ての「元請工事に係る完成工事高」の合計額

* 記載例2 (全体で軽微な工事が10件に達した場合)

必ず税抜額で記載する

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係) **工事経歴書** (用紙A4)

とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					主任技術者又は主任技術者(該当箇所に印を記載)	主任技術者又は監理技術者		着工年月日	完成又は完成予定年月
A	国土建設	元請	上田邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	レ	10,000千円	平成22年12月	平成23年1月
B	北海道開発	"	仙台邸車止め設置工事	"	愛知太郎	レ	4,500千円	平成23年2月	平成23年3月
C	東北土木	"	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	"	一宮二郎	レ	3,200千円	平成22年3月	平成22年4月
D	関東建設	下請	豊橋川改修工事の内掘削工事	"	津島一平	レ	8,000千円	平成22年5月	平成22年5月
E	北陸産業	"	丸の内ビル新築工事の内外構工事	"	半田五郎	レ	5,500千円	平成23年1月	平成23年1月
F	中部塗装	"	豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	"	岡崎三男	レ	2,500千円	平成22年10月	平成22年11月
G	近畿組	"	栄ビル新築工事の内くい打工事	"	豊田一郎	レ	2,000千円	平成22年9月	平成22年9月
H	中国建築	"	一般国道99号線道路新設工事	"	名古屋三郎	レ	1,900千円	平成23年2月	平成23年3月
I	四国道路	"	一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	"	愛知太郎	レ	1,800千円	平成22年4月	平成22年4月
J	九州工業	元請	三重邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	レ	1,700千円	平成22年12月	平成22年12月
K	沖縄機械	下請	讃岐邸新築工事の内基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	レ	1,600千円	平成22年4月	平成22年5月
L	U	"	U邸外構工事	"	岡崎三男	レ	8,000千円	平成22年5月	平成22年5月
M	T	"	T邸改修に伴う仮設工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ	8,000千円	平成22年5月	平成22年5月

元請工事に係る完成工事 (A~M)

上記以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事 (L, M)

B・C+F~M の件数 ≤ 10件

「軽微な工事」

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

小計	13	45,200	0	19,400	0
合計	52	70,000	0	25,000	0

全ての「完成工事高」の合計額

全ての「元請工事に係る完成工事高」の合計額

※「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。(例えば、記載例2のように注文者「U」、工事名「U邸外構工事」とイニシャル表記にて記載する)

* 記載例3 (全ての完成工事高の合計額の7割に達した場合)

必ず税抜額で記載する

注 文 者		元請又は下請の別	JVの別	工 事 名	工事現場の所在地	氏 名	配置技術者の別	請負代金の額	工 期															
					都 道 府 県 村 市 町		主任技術者又は監理技術者の別	千円	着工年月日	完成又は完成予定年月														
元請工事の7割部分に係る完成工事	A	国交 太郎	元請	JV	上田邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	レ	100,000	平成 22 年 12 月	平成 23 年 1 月													
	B	北海道開発	"	JV	仙台駅車止め設置工事	"	愛知太郎	レ	60,000	平成 23 年 2 月	平成 23 年 3 月													
	C	東北土木	"	"	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	"	一宮二郎	レ	3,200	平成 22 年 3 月	平成 22 年 4 月													
	D	関東建設	下請	"	豊橋川改修工事の内掘削工事	"	津島一平	レ	8,000	平成 22 年 5 月	平成 22 年 6 月													
	E	北陸産業	"	"	丸の内ビル新築工事の内外構工事	"	半田五郎	レ	7,500	平成 23 年 1 月	平成 23 年 1 月													
	F	中部塗装	"	"	豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	"	岡崎三男	レ	6,300	平成 22 年 10 月	平成 22 年 11 月													
	G	近畿組	"	"	栄ビル新築工事の内くい打工事	"	豊田一郎	レ	5,100	平成 22 年 9 月	平成 22 年 9 月													
	H	中国建築	"	"	一般国道99号線道路新設工事	"	名古屋三郎	レ	2,000	平成 23 年 2 月	平成 23 年 3 月													
	I	四国道路	"	"	一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	"	愛知太郎	レ	1,800	平成 22 年 4 月	平成 22 年 4 月													
2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えた																								
A~Cの合計額 ≥ Yの7割								頁ごとの「元請工事に係る完成工事高」の合計額 (A~C)																
A~Iの合計額 ≥ Xの7割								頁ごとの「完成工事高」の合計額 (A~I)																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>小計</td> <td>9</td> <td>193,900</td> <td>千円</td> <td>うち 元請工事</td> <td>163,300</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>52</td> <td>270,000</td> <td>千円</td> <td>うち 元請工事</td> <td>233,000</td> <td>千円</td> </tr> </table>											小計	9	193,900	千円	うち 元請工事	163,300	千円	合計	52	270,000	千円	うち 元請工事	233,000	千円
小計	9	193,900	千円	うち 元請工事	163,300	千円																		
合計	52	270,000	千円	うち 元請工事	233,000	千円																		

全ての「完成工事高」の合計額 (X) 全ての「元請工事に係る完成工事高」の合計額 (Y)

留意事項

- 「工事経歴書」は許可を受けている業種ごとに作成し、**全て「税抜」額にて記載**すること。
- 審査基準日の属する決算期間（以下、「対象事業年度」）に完成した建設工事及び下記7の対象となる工事につき「完成工事」として記載**し、対象事業年度において完成していない建設工事につき「未成工事」として記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には**当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載**し、「工事名」の欄には**当該下請工事の名称を記載**すること。
- 「JVの別」の欄は、**共同企業体（JV）の構成員として請け負った工事**について「JV」と記載すること。（JVの構成員を注文者として請け負った下請工事の場合は記載対象外）
- 「配置技術者」の欄は、各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、**変更前の者も含む全ての者を記載**すること。
- 「請負代金の額」の欄は、JVの構成員として請け負った工事については、**JV全体の請負代金の額のうち出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載**すること。
- 売上等の計上方法として「**工事進行基準**」を採用する場合には、当該基準の適用工事につき、**「対象事業年度における計上額」**をカッコ書きにて上段に付記の上、当該金額を小計額及び合計額の計上対象とすること。

請負代金の額	
(75,000)	← 工事進行基準による当期計上額
98,000 千円	← 工事全体の請負代金の額

- 注文者が異なる工事は、**施工現場が同一箇所であっても合算して記載することはできない。**
- 1件の工事を複数の業種に分割して記載することはできない。**
- 「土木一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」「鋼構造物工事」について、請け負った工事がそれぞれの内訳業種の工事に該当する場合は、「請負代金の額」の欄の右側欄にも金額を記載すること。

申請業種	内訳業種
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事
鋼構造物工事	鋼橋上部工事

- 「小計」の欄は、**頁ごとの「完成工事の件数の計」「完成工事及びそのうち元請工事に係る請負代金の額の合計」**を記載すること。なお、「土木一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」「鋼構造物工事」については、**それぞれの内訳業種につき「完成工事及びそのうち元請工事に係る請負代金の額の合計」**を記載すること。（実績がない場合は「0（千円）」と記載すること）
- 「**合計**」の欄は**最終頁にのみ記載**し、全ての「完成工事の件数の計」「完成工事及びそのうち元請工事に係る請負代金の額の合計」を記載すること。なお、「土木一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」「鋼構造物工事」については、**それぞれの内訳業種につき全ての「完成工事及びそのうち元請工事に係る請負代金の額の合計」**を記載すること。（実績がない場合は「0（千円）」と記載すること）

POINT

- 「工事名」の欄に記載する工事の名称は、請負契約書等に記載されている工事名称を、そのまま正確に記載してください。（**工事名称を略したり変更することは不可**）
ただし、個人の氏名が含まれる名称の場合は、個人の氏名の部分についてイニシャル表記に置き換えて記載してください。
- 経営規模等評価（X・Z・W）の審査において「**工事経歴書**」の記載内容の訂正が生じた場合、**「決算変更届」の訂正の届出もあわせて必要となります。**
- 「完成工事高」の合計額及び「元請工事に係る完成工事高」の合計額については、いずれも**「決算変更届」に添付する「直前3年の各事業年度における工事施工金額（施行規則様式第3号）」に計上した値とも一致させる必要があります。**

2) 評価対象となる建設機械について (項番62関係)

地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用可能な建設機械の保有状況を評価するものとなります。

そのため、評価対象となるのは下記①～③を全て満たす建設機械に限られます (最大15台)。

- ① 下記の表に掲げる種別や規格、仕様要件等に適合した建設機械であること
- ② 審査基準日において、法定検査を受け正常に稼働できる状態にあること
- ③ 審査基準日から1年7ヶ月以上の期間にわたって、**自社所有又はリース契約により申請者のみが専ら使用できる権利を有していること**

① 下記の表に掲げる建設機械 (それぞれの種別や規格、仕様要件等に適合するもの) のみが評価対象となります。

No.	建設機械の種類	種別・規格・仕様要件等
1	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、泥上掘削機、クレーン (キャブバック型を除く) 又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの [注1]
2	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの [注2]
3	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
4	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
5	ダンプ車	自動車検査証 (道路運送車両法第60条第1項) の「車体の形状」欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されており、 土砂等の運搬に供されるもの [注3]
6	アスファルト・フィニッシャー	自動車検査証の「車体の形状」欄に「アスファルト・フィニッシャー」と記載されている大型特殊自動車
7	移動式クレーン	労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に掲げる つり上げ荷重が3トン以上 のもの
8	不整地運搬車	労働安全衛生法施行令第13条第3項第33号に掲げるもの
9	高所作業車	労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に掲げる 作業床の高さが2メートル以上 のもの
10	締固め用機械	労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げるローラーであり、ロードローラー (ハンドガイドローラーを含む)、タイヤローラー、振動ローラー等の 自走能力を有するもの [注4]
11	解体用機械	労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げるブレーカ、同法施行規則第151条の175に定める鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機 [注5]

※No.6のアスファルト・フィニッシャー、No.8の不整地運搬車は令和8年7月1日以降に申請するものから適用

- 注1: ドラグライン、クラムシェル及び泥上掘削機について、掘削用原動機を有する場合は22キロワット未満であり他の掘削系アタッチメントに交換可能なものであること
 パイルドライバーについて、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン未満であり他の掘削系アタッチメントに交換可能なものであること
 クレーンについて、ジブクレーン、タワークレーン、デリッククレーン、ケーブルクレーン、ウインチ又はエレベータは不可
- 注2: 他の機能を備えている場合、当該機能が建設機械抵当法施行令別表に掲げる他の機械に区分される能力・条件等に該当しないこと
- 注3: 自動車検査証の「備考」欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は不可
 「備考」欄に表示番号として「建」の記載があることを要しない
- 注4: コンパクトヤランマー等、自走能力がないものは不可
- 注5: ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用する等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して評価することはできない

② 建設機械に応じて、それぞれ該当する検査証等を提出してください。

建設機械の種類	提出を要する検査証等
<ul style="list-style-type: none"> ●ショベル系掘削機 ●ブルドーザー ●トラクターショベル ●モーターグレーダー 	労働安全衛生法に基づく「特定自主検査記録表」 [注6] ただし、 審査基準日以前1年以内 (不整地運搬車においては2年以内) に実施されたものに限る
<ul style="list-style-type: none"> ●不整地運搬車 ●高所作業車 ●締固め用機械 ●解体用機械 	
<ul style="list-style-type: none"> ●ダンプ車 	道路運送車両法に基づく「自動車検査証」 (所有者や有効期間等が確認できない場合は「自動車検査証記録事項」を含む)
<ul style="list-style-type: none"> ●アスファルト・フィニッシャー 	労働安全衛生法に基づく「製造時等検査証」又は「移動式クレーン検査証」
<ul style="list-style-type: none"> ●移動式クレーン 	

注6: 「特定自主検査記録表」に記載される「使用者」については、申請者又はリース契約の相手方のいずれかであること

③ 対象期間において、申請者のみが専ら使用できる状況にあることが確認できる書類を提出してください。

i) 自社所有

- 建設機械の型式、引渡し日、買主（譲受人）及び売主（譲渡人）の名義、売買（譲渡）金額が明記された契約書の写し
 - 契約書がない場合は、譲渡証明、販売証明、請書、保険証券、償却資産（固定資産）申告書種類別明細書等、申請者が所有している事実及びその事実発生日が確認できる書類を提出
 - 譲渡証明、販売証明及び請書については、「建設機械の名称、製造者名、型式、製造番号及び取得日」「販売元又は譲渡人の商号又は名称、所在地、電話番号及び代表者氏名」「販売先又は譲受人の商号又は名称」「当該書類の作成日」が確認できるもの

※ 共有名義のものは不可

- 当該建設機械のカタログ資料又は現物写真
 - 建設機械の全体像及び型式が確認できるもの

ii) 所有権留保付き割賦購入（購入金額全額の支払の完了をもって、所有権が申請者に移転するもの）

- 建設機械の型式、引渡し日、買主及び売主の名義、購入金額、支払期間が明記された契約書の写し
 - ※ 共有名義のものは不可
- 当該建設機械のカタログ資料又は現物写真（上記 i に同じ）

iii) リース契約

- 下記 a～d を全て満たす、建設機械の型式、引渡し日、借主及び貸主の名義、リース金額、リース期間が明記された契約書の写し
 - a: 所有者自らが当該建設機械を使用することのないリース会社又はレンタル会社との契約であること
 - 同業他社等、所有者自らが当該建設機械を使用する可能性がある相手方との賃貸借契約等については、有償、無償を問わず不可
 - b: 請け負った工事においてのみ使用する等、使用目的や場所等に制限があるものではないこと
 - c: リース期間が「審査基準日から1年7ヶ月後の日まで」の対象期間の全期間を含むものとなっていること
 - 対象期間中に契約期間が満了する場合は、契約更新又は購入により対象期間において空白期間なく当該建設機械を使用する旨を誓約する場合のみ可となるため、「建設機械の使用に関する誓約書」（様式E）を提出
 - d: 共有名義でないこと
- 当該建設機械のカタログ資料又は現物写真（上記 i に同じ）

口評価を受けようとする建設機械につき、もれなく「建設機械の保有状況一覧表」（様式D）に記載して提出してください。

【記載例】

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日: 令和8年3月31日

申請者: 近畿地盤建設(株)

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号	種別又は規格	使用区分	[自社所有]取得年月日 [割賦購入]引渡年月日及び最終支払年月 [リース]契約期間の始期及び終期	備考
1	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー ・ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械	△製作所	ZZ-99XXX	12345	バックホウ	自社所有 割賦購入	令和6年12月4日引渡、最終支払令和8年12月 年月日～年月日	
2	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー ・ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械	☆☆自動車	XXX-AB	WWW-SAMPLE	ダンプ	自社所有 割賦購入	令和7年5月15日取得 年月日引渡、最終支払年月 年月日～年月日	和泉XXX●XXXX
3	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル・モーターグレーダー ・ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・移動式クレーン ・不整地運搬車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械	□建設機械	YY-001	987654	16トン	自社所有 割賦購入	年月日取得 年月日引渡、最終支払年月 令和7年8月9日～令和9年8月8日	

【記載要領】

- 項番62「建設機械の所有及びリース台数」欄に記入した台数分の評価対象建設機械をもれなく記載すること。
- 「建設機械の種類」欄について、該当するものを丸で囲むこと（該当する建設機械の種類のみを記載する方法でも可）。
- 「種別又は規格」欄について、「建設機械の種類」欄にて選択した建設機械に応じて下記の事項を記載すること。
 - ショベル系掘削機においては、有するアタッチメントの種類（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、泥上掘削機、クレーン（キャブバック型を除く）又はパイルドライバー）を記載すること。
 - ブルドーザーにおいては、自重（単位：トン）を記載すること。
 - トラクターショベルにおいては、バケット容量（単位：立方メートル）を記載すること。
 - モーターグレーダーにおいては、自重（単位：トン）を記載すること。
 - ダンプ車においては、その種別（ダンプ、ダンプフルトレーラ又はダンプセミトレーラ）を記載すること。
 - 移動式クレーンにおいては、つり上げ荷重（単位：トン）を記載すること。
 - 高所作業車においては、作業床の高さ（単位：メートル）を記載すること。
 - 締固め用機械においては、その種別（ロードローラー（ハンドガイドローラーを含む）、タイヤローラー、振動ローラー、その他自走能力を有することが明確なものを）を記載すること。
 - 解体用機械においては、その種別（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機）を記載すること。
- 「使用区分」欄について、該当するものを丸で囲み、その右欄につき「自社所有」の場合は取得年月日を、「割賦購入」（購入金額全額の支払の完了をもって、所有権が申請者に移転するもの）の場合は引渡年月日及び最終支払年月を、「リース」の場合は契約期間の始期及び終期をそれぞれ記載すること。
- 「備考」欄について、ダンプ車又はアスファルト・フィニッシャーにおいては自動車検査証に記載された「自動車登録番号又は車両番号」を記載すること。

5) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について (項番51関係)

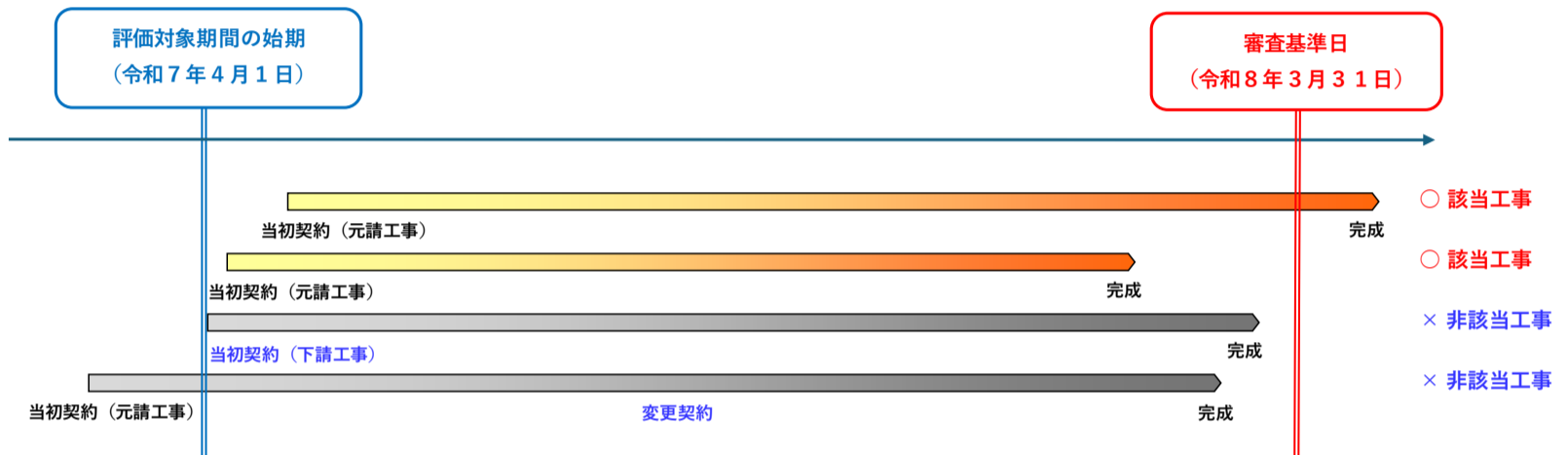
評価対象となるのは下記①及び②を全て満たす場合に限られます。

- ① 審査基準日以前1年以内において、元請として新たに請け負った審査対象工事があること
- ② 上記①のうち審査対象となる全ての工事において、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置」を実施していること

① 「審査基準日以前1年以内において元請として新たに請け負った審査対象工事」に該当する工事は下記のとおりです。

＜該当要件＞ 下記a～cの全てに該当する工事は、もれなく審査対象工事となります

- a: 元請として発注者から直接請け負った建設工事であること
 - 下請として請け負った建設工事は対象外
- b: 以下 i～iii のいずれかに該当する工事(「対象外工事」)でないこと
 - i) 日本国外において施工する工事
 - ii) 建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事
 - iii) 防災協定に基づく請負契約又は発注者の指示により施工する災害応急対策工事
- c: 審査基準日以前1年以内において、変更契約を除く請負契約を締結した工事であること
 - 審査基準日において工事が完成しているか否かを問わない



② 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置」については下記のとおりです。

＜該当要件＞ 下記a及びbの全てに該当すること

- a: 上記①に該当する全ての審査対象工事において、各工事の請負契約締結後、当該工事に従事する者が工事現場に入場するまでに建設キャリアアップシステム(CCUS)において現場契約情報を作成し登録していること
- b: 上記①に該当する全ての審査対象工事において、各工事に従事する者がCCUSへの直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制を整備し、当該工事の完成まで運用すること
 - 就業履歴データ登録標準API連携認定システムをCCUSと連携させ、現場に就業履歴蓄積装置を設置すること

※ a及びbに係る詳細については、一般財団法人建設業振興基金の公表資料にて確認してください。

□ 評価の区分について

上記①及び②を全て満たす場合、審査対象工事の内容に応じて下記のとおり加点されます。

措置の区分	項番51の記載	加点
ア) 審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事において実施	1	10点
イ) 審査対象工事のうち、全ての公共工事において実施	2	5点

※令和8年7月1日以降に申請するものから適用(ア・イそれぞれ改正前から5点減)

○ 上記アに該当するケースは下記のとおりです。

- ・ 民間、公共を問わず元請として請け負っている場合は、その全ての工事において実施していること
- ・ 公共工事を元請として全く請け負っていない場合は、民間工事の全てにおいて実施していること
- ・ 民間工事を元請として全く請け負っていない場合は、公共工事の全てにおいて実施していること

○ 上記イに該当するケースは下記のとおりです。

- ・ 民間、公共を問わず元請として請け負っている場合において、全ての公共工事のみ実施していること
(民間の審査対象工事において、一部未実施の工事がある場合)

※ 元請として請け負った審査対象工事につき1件でも措置未実施の場合(上記イにおける民間工事や、上記①の<該当要件>のbに掲げる対象外工事を除く)、元請として請け負った審査対象工事がない場合(元請工事がなく下請工事のみ請け負っている場合等)については評価の対象となりません。

□ 評価を受けようとする場合は、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」(様式第6号)に必要事項を記載して提出してください。

なお、当該誓約書の記載内容を明らかにする確認書類の提出は不要ですが、誓約内容については一般財団法人建設業振興基金と情報共有がなされますので、事実に基づいた対応を行ってください。

6) 建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度の宣言の有無について (項番52関係)

※令和8年7月1日以降に申請するものから適用(新設項目)

評価対象となるのは下記①及び②を全て満たす場合に限られます。

- ① 審査基準日以前に元請事業者又は下請事業者の立場で「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」(以下、「自主宣言制度」という)の宣言を行っており、かつ審査基準日において当該宣言の有効期間が切れていないこと
- ② 自主宣言制度において宣言していることを証する書面(以下、「宣言書」という)に記載された取組内容につき、取組開始日以降に行う又は同日以降に行っていること

① 「有効な自主宣言制度」に該当する要件は下記のとおりです。

<該当要件> 下記a～cの全てに該当する宣言内容であること

- a: 「宣言書」に記載された宣言日が審査基準日以前であること
- b: 「宣言書」に記載された宣言立場が元請事業者又は下請事業者であること
→ 宣言立場が発注者となっているものは不可
- c: 審査基準日につき、「宣言書」の有効期間内にあること
→ 「宣言書」の有効期間は宣言日の翌月から2年経過後の最初の12月末まで

② 「取組内容の取組開始日」の考え方は下記のとおりです。

- i) 「宣言書」に記載された取組開始日が審査基準日後である場合
→ 審査基準日において取組開始日が到来していないため、「(取組開始日以降)取組を行う」旨を誓約
- ii) 「宣言書」に記載された取組開始日が審査基準日以前である場合
→ 審査基準日において取組開始日が到来しているため、「(取組開始日以降)取組を行っている」旨を誓約

□ 評価を受けようとする場合は、「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」に関する誓約書(様式第7号)に必要事項を記載して提出してください。

あわせて、確認書類として「宣言書」を提出してください。

→ 「宣言書」は自主宣言制度HPの[宣言企業検索]ページ:[宣言内容]欄に掲載されている「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言」(PDF資料)を出力したもの

なお、誓約内容については一般財団法人建設業振興基金と情報共有がなされますので、事実に基づいた対応を行ってください。

□ 「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」に関する誓約書の留意事項

様式第7号 (用紙A4)

「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日 付で宣言した取組みについて、取組開始日以降(行う/行っている)ことを誓約します。

また、建設業法第27条の2第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

近畿地方整備局長 殿

年 月 日

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 (A. 取組みを行う、B. 取組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

「宣言書」に記載された宣言日を記載

- ・上記② i) に該当する場合 → 「行う」と記載(「行っている」の文言を削除)
- ・上記② ii) に該当する場合 → 「行っている」と記載(「行う」の文言を削除)

- ・上記② i) に該当する場合 → 「A」と記載
- ・上記② ii) に該当する場合 → 「B」と記載

「宣言書」に記載された取組開始日を記載

必ずP29～P40に記載の要領を確認の上、確認書類の作成等を行ってください。

確認書類は返却いたしませんので、原本の提出が必要な書類以外は必ず写し(コピー等)を提出してください。

確認書類については、「結果通知書」の交付日の翌日から1ヶ月を経過した日以後に「溶解処理」にて処分いたします。

経営規模等評価申請・総合評定値請求に係るチェックリスト

番号	確認書類	要領
1	<input type="checkbox"/> 消費税確定申告書[控]・添付書類[付表2他]・消費税納税証明書[その1]の写し	P29
2	「工事経歴書」関係 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し又は注文書及び請書の写し	P29
3	項番17・18関係 <input type="checkbox"/> ①減価償却費として計上した金額を明らかにする書類の写し(法人税確定申告書別表十六(一)及び(二)他) <input type="checkbox"/> ②貸借対照表及び損益計算書の写し(法人においては施行規則様式第15号・第16号) <input type="checkbox"/> ③「資本性借入金」該当証明書の写し	P30
4	技術職員等の常勤性・雇用期間関係 ①③は必ず提出、②及び④～⑩は該当する場合のみ提出 <input type="checkbox"/> ①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し又は被保険者縦覧照会回答票 <input type="checkbox"/> ②住民税特別徴収税額通知書の写し <input type="checkbox"/> ③労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し <input type="checkbox"/> ④雇用開始日(健康保険等の資格取得日)を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> ⑤「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」(様式第3号) <input type="checkbox"/> ⑥個別の労働契約書等の写し又は雇用証明書 <input type="checkbox"/> ⑦常勤の役員であることを明らかにする書類の写し <input type="checkbox"/> ⑧出向者であることを明らかにする書類 <input type="checkbox"/> ⑨他の行政庁にて受審した前回経審に係る「技術職員名簿」の写し <input type="checkbox"/> ⑩技術職員名簿データ(様式A)	P30 P32
5	技術職員等の資格関係 <input type="checkbox"/> ①検定又は試験の合格証、その他当該職員が有する資格を証明する書類等の写し <input type="checkbox"/> ②監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習を受講したことを明らかにする書類の写し <input type="checkbox"/> ③「1級監理受講者名簿」(様式B)	P33 P34
6	項番41関係 <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用)の写し	P34
7	項番42関係 <input type="checkbox"/> 退職一時金制度又は企業年金制度を導入していることを明らかにする書類の写し	P34
8	項番43関係 <input type="checkbox"/> 法定外労働災害補償制度に加入していることを明らかにする書類の写し	P34 P35
9	項番46関係 <input type="checkbox"/> ①CPD認定団体によるCPD単位取得数を証明する書類の写し <input type="checkbox"/> ②「CPD単位を取得した技術者名簿」(様式第4号) <input type="checkbox"/> ③当該職員が有する資格を証明する書類等の写し <input type="checkbox"/> ④当該職員の常勤性・雇用期間等を明らかにする書類の写し	P35
10	項番47関係 <input type="checkbox"/> ①「技能者名簿」(様式第5号) <input type="checkbox"/> ②CCUSの能力評価(レベル判定)結果通知書の写し <input type="checkbox"/> ③審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿の写し <input type="checkbox"/> ④当該職員の常勤性・雇用期間等を明らかにする書類の写し	P35
11	項番48～50関係 <input type="checkbox"/> ①基準適合(一般)事業主認定通知書の写し <input type="checkbox"/> ②審査基準日において認定の効力を有することを明らかにする書類の写し	P36
12	項番51関係 <input type="checkbox"/> 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」(様式第6号)	P36
13	項番52関係 <input type="checkbox"/> ①「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書(様式第7号) <input type="checkbox"/> ②建設技能者を大切にせる企業の自主宣言の写し	P36
14	項番54関係 <input type="checkbox"/> 再生又は更生手続の開始又は終結がなされたことを明らかにする書類の写し	P36
15	項番55関係 <input type="checkbox"/> ①国、特殊法人等又は地方公共団体との防災協定書の写し <input type="checkbox"/> ②所属団体と国等との防災協定等に係る書類の写し及び当該防災協定等の対象者であることを明らかにする書類	P37
16	項番58関係 <input type="checkbox"/> ①有価証券報告書又は監査証明書の写し <input type="checkbox"/> ②会計参与報告書の写し <input type="checkbox"/> ③「経理処理の適正を確認した旨の書類」(様式第2号)	P37
17	項番59・60関係 <input type="checkbox"/> ①「建設業経理士等名簿」(様式C) <input type="checkbox"/> ②義務的研修を受講済みであることを明らかにする書類の写し <input type="checkbox"/> ③当該職員の常勤性を明らかにする書類の写し <input type="checkbox"/> ④1級又は2級の登録経理試験の合格証又は登録経理講習の修了証の写し	P38 P39
18	項番61関係 <input type="checkbox"/> 注記表(施行規則様式第17号の2)の写し又は有価証券報告書の写し	P39
19	項番62関係 ①②は必ず提出、③～⑥は該当する場合のみ提出 <input type="checkbox"/> ①「建設機械の保有状況一覧表」(様式D) <input type="checkbox"/> ②建設機械に応じた検査証等の写し <input type="checkbox"/> ③自社所有の建設機械であることを明らかにする書類の写し <input type="checkbox"/> ④当該建設機械のカタログ資料又は現物写真 <input type="checkbox"/> ⑤契約書の写し <input type="checkbox"/> ⑥「建設機械の使用に関する誓約書」(様式E)	P39 P40
20	項番63関係 <input type="checkbox"/> エコアクション21の認証・登録証の写し	P40
21	項番64・65関係 ②は該当する場合のみ提出 <input type="checkbox"/> ①ISO9001又はISO14001の登録証及び付属書等の写し <input type="checkbox"/> ②「ISO規格の登録に関する誓約書」(様式F)	P40

※提出する確認書類の□にチェックマークを付してください。

※チェックリスト及び確認書類については、P5の3「【2】綴じ方」に記載のとおり整理の上、提出してください。

「経営規模等評価申請・総合評定値請求に係るチェックリスト」に記載の確認書類について

「経営規模等評価申請・総合評定値請求に係るチェックリスト」（以下、「チェックリスト」という）に記載の確認書類については、それぞれ下記を参照の上、作成等を行ってください。

なお、いずれの項目においても、提出された確認書類にて事実関係が確認できない場合、追加資料の提出を求めることがあります。

【チェックリスト番号1】

□消費税確定申告書〔控〕・添付書類〔付表2他〕・消費税納税証明書〔その1〕の写し

- i **審査基準日を含む審査対象事業年度**に係る納税関係書類を提出してください。（税務署の受付印は不要）
 - **前期決算日を審査基準日とする経営事項審査を許可行政庁を問わず受審していない場合は、項番18における審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の対象となる前期分（及び前々期分）もあわせて提出が必要です。**
- ii 電子申告の場合は、電子にて納税した事実が確認できる資料をあわせて提出してください。
- iii 修正申告を行った場合は、修正申告に係る書類もあわせて提出してください。
- iv 経営事項審査においては、**法人税の納税証明書類の提出は不要**です。

【チェックリスト番号2】

※ 「工事経歴書」について、**許可行政庁を問わず初めて経営事項審査を受審する場合**や**前回受審時から決算期を数期飛ばして受審する場合**においては、「工事種類別完成工事高」の（項番31に記載する）対象期間に応じて**前期分（及び前々期分）の提出も必要です。**

- 前期決算日に係る経営事項審査を他の許可行政庁にて受審している場合は、当期分のみ提出で可
- **下記書類については、これに応じて前期分（及び前々期分）の提出も必要です。**

□工事請負契約書の写し又は注文書及び請書の写し

- i **審査対象建設業（申請業種）ごとに、「工事経歴書」に記載した工事のうち元請・下請の区別なく請負代金額（「工事進行基準」を適用する工事においては「対象事業年度における計上額」）の大きい順の上位3件分**を提出してください（**「工事経歴書の記載順の上から3件分」ではありません**）。
 - 「工事経歴書」に記載した件数が3件未満の場合は、全ての記載工事につき提出してください。
- ii 契約書類については、「工事名称」「施工場所」「請負代金額」「工期」「契約締結日」「発注者名及び受注者名」が記載された部分を提出してください。
 - 契約書類上の工期が「工事経歴書」に記載された工期と一致しない場合は、**「工事経歴書」に記載された工期にて工事が完成した事実を明らかにする資料をあわせて提出してください。**
- iii 当初契約後、請負代金や工期等に係る変更契約を締結している場合は、当初・変更契約に係る全ての契約書類を提出してください。
 - 変更契約を複数回行っている場合や請負代金額（税抜額）が確認しづらい場合等においては、「工事経歴書」に記載した内容と突合確認できるよう、補助資料をあわせて提出してください。
- iv 共同企業体（JV）の構成員として請け負った工事においては、申請者が請け負った金額の確認のためJVの協定書等をあわせて提出してください。
- v 請け負った工事が適正な業種の「工事経歴書」に記載されていることの確認のため、施工内容が確認できる資料の提出を求めることがあります。
- vi 外国語にて作成された契約書類については、請負代金額が確認できるよう記載部分をマーカー等にて明示してください。
 - 外国通貨で記載されている場合は、日本円換算額の根拠資料をあわせて提出してください。
- vii 注文書・請書による場合は、**当初契約及び全変更契約につき「注文書及び請書」の双方を提出してください。**
 - **注文書又は請書のいずれか一方のみの提出は不可**（必ずセットで提出すること）

※ 全ての「注文書及び請書」が揃わない場合の提出資料について

- **例外措置として、不足書類に代えて以下の書類を提出してください。**
 - ・ 注文書に不備不足がある場合は、入金の実事が確認できる書類（振込口座の通帳の写し等）
 - ・ 請書に不備不足がある場合は、請求書及び入金の実事が確認できる書類

なお、**「注文書及び請書」に不備不足がある場合は建設業法の定め抵触することから、後日同法に基づく調査等を行う場合があります。**

【チェックリスト番号3】

□①減価償却費として計上した金額を明らかにする書類の写し（法人税確定申告書別表十六（一）及び（二）他）

□②貸借対照表及び損益計算書の写し（法人においては施行規則様式第15号・第16号）

※ 審査基準日に係る決算期間及びその前期決算期間がいずれも12ヶ月であり、かつ（連結決算を適用せずに）単独決算を適用し、「経営状況分析結果通知書」に「参考値」が明示されている場合においては、**①②の提出は不要です。**

→ 「経営状況分析結果通知書」に「参考値」が明示されている場合でも、当期又は前期の決算期間が12ヶ月でない場合等、上記に該当しない場合は提出が必要です。

＜以下、①②の提出が必要な場合の留意事項＞

- i ①について、減価償却実施額が確認できるよう法人税確定申告書別表十六の各帳票の金額部分をマーカー等にて明示してください。
- ii ②について、経営状況分析（Y）の申請に際して登録経営状況分析機関に提出した書類と同一のものを提出してください。

□③「資本性借入金」該当証明書の写し

※ 項番17において自己資本額に「資本性借入金」を加算する場合に提出が必要です。

→ 経営状況分析機関に提出した該当証明書の写しを提出してください。

【チェックリスト番号4】

【技術職員等の常勤性の証明関係】

□①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し又は被保険者縦覧照会回答票

※ 常勤性（審査基準日において常時雇用されていること）の証明として、「技術職員名簿」に記載された技術職員全員につき提出が必要です。

→ 75歳以上の者や常勤の役員等、厚生年金保険の加入対象外の者については、これに代えて下記②又は⑦のうち該当する書類を提出してください。

→ 「技術職員名簿」に記載可能な職員の考え方については、P15（■ 技術職員名簿に関する注意事項①～③）を参照してください。

→ 「技術職員名簿」以外の下記名簿に記載された者についても提出が必要です。（**下記②以降の書類も同様**）

- ・ 「CPD単位を取得した技術者名簿」（様式第4号）
- ・ 「技能者名簿」（様式第5号）
- ・ 「建設業経理士等名簿」（様式C）

i 審査基準日の直前の9月から適用される「定時決定」に係る「標準報酬決定通知書」を提出してください。

→ 「定時決定」の対象とならなかった者（「随時改定」がなされた者、新たに雇用された者）については、これに代えてそれぞれ審査基準日の直前の「随時改定又は資格取得時における標準報酬通知書」を提出してください。

→ 「標準賞与額」の決定通知書では常勤性が確認できないため不可

ii 協会けんぽに加入せず、他の健康保険組合等に加入している場合は、健康保険又は厚生年金保険のいずれか一方の「標準報酬決定通知書」の提出のみで可とします。

iii 健康保険組合等が技術職員等の加入状況につき証明した証明書の提出でも可とします。

→ ただし、個人ごとに少なくとも「氏名」「生年月日」「適用年月」「標準報酬月額」が記載され、審査基準日以降に発行された証明書に限ります。

＜以下、①の提出時の留意事項＞

iv 上記の各名簿に記載しない者の情報（氏名等）については、黒く塗りつぶす等マスキング処理を行ってください。

v 各名簿に記載する者については、「被保険者（整理）番号」のみマスキング処理を行い、「生年月日」「適用年月」「標準報酬月額」等は必ず明示してください。

→ 役員以外の者について、各都道府県の最低賃金を下回っている等の状況により常勤性が認められないと判断される場合は、名簿に記載できないことがあります。

vi 各名簿との突合確認のため、上記書類の各職員情報の余白部分に「各名簿の頁数及び通番等」を付記してください。

→ 「技術職員名簿」の場合は「2-15」（頁一通番）、「建設業経理士等名簿」の場合は「経-4」等

□②住民税特別徴収税額通知書の写し（該当者のみ）

※ 後期高齢者医療制度の適用者（原則75歳以上）、社会保険の適用除外者（従業員5人未満の個人事業主に雇用される者）等の事由により①の対象とならない者については、これに代えて②の提出が必要です。

→ 常勤の役員については、②に代えて下記⑦の提出でも可

vii 住民税特別徴収税額通知書については、「特別徴収義務者用」(事業主宛の通知書)及び「納税義務者用」(年間給与収入額が記載されている本人宛の通知書)を提出してください。

viii 普通徴収の者は常時雇用にて申請者から給与収入を得ている事実が確認できないため不可

→ ただし、下記ア及びイの提出によりやむを得ない事由があると認められる場合は、今回限り可とします。

ア) 次回受審時まで特別徴収に切り替える旨の誓約書(任意様式)

イ) 所得税源泉徴収簿の写し(本人宛に交付する「源泉徴収票」は不可)

□③労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し

※ **定年制度の内容(定年年齢等)の確認のため提出が必要です。**

→ 「労働基準監督署長の印のある頁」「定年制度が記載された頁」の抜粋でも可としますが、前回受審後に改定が生じた場合は、「改定日及び改定内容を示した新旧対照表」もあわせて提出してください。

[技術職員等の雇用期間の証明関係]

□④雇用開始日(健康保険等の資格取得日)を明らかにする書類(該当者のみ)

※ 前回近畿地方整備局にて受審し、その際に「技術職員名簿」「CPD単位を取得した技術者名簿」「技能者名簿」に記載し評価された者を除き提出が必要です。

また、前回受審後に定年等により再雇用された(資格の切替・再取得が生じた)者についても、雇用期間に中断がない(空白期間がない)ことの確認のため「再雇用(資格の再取得)」に係る書類の提出が必要です。

→ 「建設業経理士等名簿」にのみ記載された者については、前回受審時の記載の有無にかかわらず提出不要です。

ix 「技術職員名簿」及び①の※欄に示した各名簿に記載する者の「氏名」「生年月日」「雇用開始日(資格取得日)」「事業主名」が確認できる下記ア～エのいずれかの書類を提出してください。(①にて雇用開始日(資格取得日)が確認できる場合は提出不要)

ア) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

イ) 健康保険や厚生年金保険の資格取得時における標準報酬決定通知書の写し又は加入状況等証明書

ウ) 「雇用証明書」(所定様式、**事業主の押印要**)

エ) 健康保険資格確認書の写し及び健康保険組合等が発行した「事業主(事業所)に付番された番号・記号」と「事業主(事業所)名」が併記された書類の写し

(協会けんぽの「健康保険資格確認書」等、事業主名が記載されていないものは、当該書類のみでは雇用関係にある事実が確認できないため、付番された番号・記号と事業主名を紐づける書類が必要です)

なお、**審査基準日を令和7年12月2日以降とする申請**においては、「健康保険証」の写しは不可

× 提出に際しては、①iv～viに準じた処理を行ってください。

[定年以降の技術職員等の常勤性等の証明関係]

□⑤「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」(様式第3号)(**該当者がいる場合のみ**)

※ P16(■技術職員名簿に関する注意事項④)に該当する職員がいる場合に提出が必要です。

→ 定年を迎えて継続雇用に移り替える際、健康保険等の資格の切替(定年による資格喪失及び継続雇用に伴う資格取得)が生じる場合は、「雇用期間に中断がない(空白期間がない)」ことの確認のため「再雇用(資格の再取得)に係る書類」もあわせて提出してください。

□⑥個別の労働契約書等の写し又は雇用証明書(**該当者がいる場合のみ**)

※ 「技術職員名簿」及び①の※欄に示した各名簿に記載する者のうち下記ア又はイのいずれかに該当する者については、**勤務条件として定年内の正社員と同一の就業日数及び就業時間が定められ、かつ雇用期間の定めのない(無期)雇用である旨が明記された書類**の提出が必要です。

→ P15(■技術職員名簿に関する注意事項①)を参照してください。

ア) 定年以降の技術職員等のうち継続雇用制度の適用対象とならない者(65歳を超えた者、定年に達する日後に新たに雇用された者等)

イ) 就業規則等の定めのない場合における60歳以上の者

xi 労働契約書や雇用条件通知書等については、**事業主及び職員両者の署名や押印がなされたもの**を提出してください。

xii 「雇用証明書」は所定様式を用いて作成し、**事業主の押印がなされたもの**を提出してください。

→ 事業主の押印のないものは不可

[常勤の役員の常勤性等の証明関係]

□⑦常勤の役員であることを明らかにする書類の写し（該当者がいる場合のみ）

※ 「技術職員名簿」及び①の※欄に示した各名簿に記載する者のうち下記ア又はイのいずれかに該当する常勤の役員については、**審査基準日において6ヶ月を超えて在籍していることが確認できる書類**の提出が必要です。

ア) 就業規則等に定める「正社員の定年に達する日」以降の年齢である常勤の役員

イ) **就業規則等の定めのない場合における60歳以上**の常勤の役員

xiii 「技術職員名簿」及び①の※欄に示した各名簿に記載する常勤の役員につき、**要件を満たすことを確認できる下記ウ又はエのいずれかの書類**を提出してください。

ウ) 審査基準日の直前の法人税の確定申告における別表「**役員給与等の内訳書**」の写し

→「常勤」の記載のない者は不可

エ) **審査基準日以降に取得した商業登記の「履歴事項全部証明書**」の写し及び**建設業許可における申請や届出に際して添付する「(別表一)役員等の一覧表**」の写し

xiv 執行役員等、登記がなされずxiiiのウ又はエのいずれにも記載がない者については、**役員規定や取締役会議事録等、要件を満たすことを確認できる書類**を提出してください。

→ **監査役の地位にある者**は「技術職員名簿」及び①の※欄に示した各名簿に記載することはできません。

[出向者関係]

□⑧出向者であることを明らかにする書類（該当者がいる場合のみ）

※ 「技術職員名簿」及び①の※欄に示した各名簿に記載する者のうち**他社からの出向者**については、**P15～16（■技術職員名簿に関する注意事項①～④）に該当することが確認できる**下記ア及びイの提出が必要です。

→ **在籍出向の場合は、いずれも出向元が作成・証明する書類**の提出が必要です。

ア) ①及び②～⑦のうち該当する書類

イ) 出向協定書等の写し又は出向証明書

→出向証明書は**出向元にて作成し押印がなされたもの**を提出してください。

xv 前回経審において「出向者（在籍出向）」として「技術職員名簿」及び①の※欄に示した各名簿に記載していた職員について、**今回経審の審査基準日までに**出向先に転籍した（自社の常勤職員として雇用した又は常勤の役員に就任した）場合は、他の技術職員と同様の書類の他、**「出向元での雇用等終了から出向先での雇用又は役員就任開始に間断がない（空白期間がない）」ことの確認のため「出向元における社会保険等の資格喪失届」**の提出もあわせて必要となります。

xvi **他社へ出向中の職員**については「技術職員名簿」及び①の※欄に示した各名簿に記載することはできません。

[その他]

□⑨他の行政庁にて受審した前回経審に係る「技術職員名簿」の写し（許可換えの場合のみ）

※ **許可換えにより初めて近畿地方整備局にて受審する場合**に、参考資料として提出してください。

→ なお、前回経審を近畿地方整備局にて受審していないことから、**「技術職員名簿」に記載した全員分の④の提出が必要です。**

□⑩技術職員名簿データ（技術職員が200人以上の場合のみ）

※ 技術職員が200人以上となる場合は、審査の効率化のため「**技術職員名簿データ**」（様式A、Excelデータ）を**CD-ROMにて提出**してください。

→ 任意様式にて作成したデータでも可としますが、**様式Aの「記載要領」の内容を踏まえたものとしてください。**

<以下、⑩の提出時の留意事項>

xvii ①～④及び⑥～⑨について、**電子媒体（PDF等）による提出も可**とします。

→ CD-ROMにて提出してください。ただし、**各要領に定めた処理（マスキング処理等）を行ったものを提出**してください。

→ ①について、当該データの「標準報酬月額（千円）」欄に各職員の内容を記載する場合は①viの処理（各職員情報の余白部分への「技術職員名簿の頁数及び通番等」の付記）は不要です。

xviii 「講習受講：1」の資格を記載し「**監理技術者資格者証有効期限**」欄及び「**講習修了年月日**」欄に各職員の内容を記載する場合は、**P34（チェックリスト番号5関係）の③（「1級監理受講者名簿」）の提出は不要**です。また、P34（チェックリスト番号5関係）の②について、**前回受審時に⑩又は「1級監理受講者名簿」を提出している場合は、※欄のただし書きのとおりいずれも審査基準日において有効期限切れとなっていないものにつき提出を省略**することができます。

【チェックリスト番号5】

〔「講習受講：1」による加点（6点評価）の対象とならない資格〕

□①検定又は試験の合格証、その他当該職員が有する資格を証明する書類等の写し

※ 下記に該当する場合を除き、審査基準日において資格を有する証明として合格証等の提出が必要です。

→ 前回近畿地方整備局にて受審し、その際に「技術職員名簿」に記載し評価を受けた技術職員の資格区分コード（有効期限のない資格に限る）について、前回経審時と同一コードを記載する場合

→ 有効期限のある次の資格は、受審のつど合格証等の提出が必要です。

- ・コード003_法第15条第2号ハ該当（国土交通大臣認定）
- ・コード005_監理技術者補佐：国土交通大臣認定により監理技術者資格を有する者
- ・コード064_基幹技能者

i 「指定学科卒業＋実務経験」（コード001及びコード099のうち専門学校卒）により評価を受ける場合は、「卒業証明書」の提出が必要です。

→ ただし、所定の履修条件（取得単位等）を満たなければ指定学科に該当しない学校・学科等の卒業者については、要件確認のため専攻コース等が記載された「成績証明書」等の追加提出を求めることがあります。

→ なお、大学院（修士・博士）の修了や職業能力開発大学の卒業は指定学科として認められません。

ii 技術検定（●●施工管理技士・技士補）については、合格証明書を有しない場合は「合格通知書」の提出でも可です。

iii 1級技術検定、1級建築士及び技術士については、合格証等に代えて「監理技術者資格者証」の提出でも可とします。

→ ただし、新規掲載者該当（P16～17（■技術職員名簿に関する注意事項⑤）参照）の判断等のため、合格証等の追加提出を求めることがあります。

iv 下記の資格は「免状」等の交付を受けなければ主任技術者要件を満たさないため「免状」等を提出してください。

→ 「合格証明書」（合格通知書）の提出では不可

＜免許証明書＞

コード137_1級建築士、コード238_2級建築士、コード239_木造建築士

＜免状＞

コード155_第一種電気工事士、コード256_第二種電気工事士、コード258_電気主任技術者〔第一～三種〕、コード265_給水装置工事主任技術者、コード168_甲種消防設備士、コード169_乙種消防設備士

＜資格者証＞

コード259_電気通信主任技術者、コード235_工事担任者

v 資格によっては、「免状」等又は合格証等の交付後、審査基準日において申請業種に係る所定の実務経験を有していなければ「技術職員名簿」に記載することはできません。

→ 「申請の手引き【資料編】」資-3～6の「有資格区分コード表」の「必要実務経験年数」欄を参照してください。

vi 所定の実務経験を有する資格において、「申請業種に係る実務経験を証明する書類」については申請時点では特に提出を求めています。

→ ただし、審査上において技術職員の年齢や指定学科の卒業年月日、各種検定等の合格日等を勘案し、所定の実務経験を有している事実を確認する必要が生じた場合は申請業種ごとの「実務経験証明書」（施行規則様式第9号）の追加提出を求めることがあります。

→ P17（■技術職員名簿に関する注意事項⑥）を参照してください。

＜29解体工事業における留意事項＞

vii 「29解体工事業」は平成28年6月1日に新設された業種であることから、平成27年度までに技術検定（1級又は2級の土木又は建築）や技術士に合格した者については、所定の要件を満たさなければ解体工事業にかかる主任技術者等の資格を有しないため評価の対象となりません。

→ 平成27年度以前の合格者につき「29解体工事業」の有資格者として「技術職員名簿」に記載する場合は、資格を有することを明らかにする下記ア又はイのいずれかをあわせて提出してください。

ア) 「建設業の種類」欄のうち「解」の部分に「1」と記載された監理技術者資格者証の写し

イ) 「登録解体工事講習修了証」の写し

→ 技術検定又は技術士の合格後「解体工事に係る1年以上の実務経験」を有することにより主任技術者等の要件を満たす場合は、その旨を合格証等の余白に記載してください。

→ ただし、viのとおり「実務経験証明書」（施行規則様式第9号）の追加提出を求めることがあります。

【「講習受講：1」による加点（6点評価）を受けようとする場合】

□②監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習を受講したことを明らかにする書類の写し

□③「1級監理受講者名簿」（様式B）（任意提出）

※ 所定の要件（P17～18（■技術職員名簿に関する注意事項⑦）参照）を満たし「6点評価」を受けようとする場合、②の書類にはいずれも有効期限があることから、受審のつど提出が必要です。

→ ただし、②については、③を前回受審時に提出した上で今回も提出し、記載する資格に変更がない場合であって審査基準日において有効期間切れとなっていないものについては提出を省略することができます。

i ②のうち「監理技術者講習を受講したことを明らかにする書類」については、下記ア又はイのいずれかを提出してください。

ア 「監理技術者講習修了履歴ラベル（ラベルのみ又は監理技術者資格者証裏面に貼付したもの）」の写し

イ 「監理技術者講習受講証明書」の写し

ii ③については、様式Bの「記載要領」の内容を踏まえて作成してください。

iii ③については、P32（チェックリスト番号4関係）の⑩を提出する場合であって、当該データに有資格者の「監理技術者資格者証有効期限」及び「講習修了年月日」の内容を記載する場合は提出不要です。

【チェックリスト番号6】

□建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査用）の写し

※ 審査基準日の属する決算期間における、（独法）勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部（又は各支部）が発行する所定様式（経営事項審査用）の証明書の提出が必要です。

→ 所定の様式による証明書以外の書類は認められません。

【チェックリスト番号7】

□退職一時金制度又は企業年金制度を導入していることを明らかにする書類の写し

※ 審査基準日において、建設業に従事する全ての従業員を対象としたいずれかの制度を導入済み（実施済み又は加入済み）であることを明らかにする書類の提出が必要です。

i 退職一時金制度の場合は、下記ア～ウのいずれかを提出してください。

ア （独法）勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部が発行する所定様式の加入証明書

イ 特定退職金共済団体（所得税法施行令第73条第1項に規定する団体）が実施する退職金共済制度への加入を証明する書類

ウ 退職一時金制度の定めのある労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し

→ 「労働基準監督署長の印のある頁」「退職一時金制度に係る規定部分の全ての頁」の抜粋でも可
ただし、制度内容として退職一時金に該当すると認められないものは不可

ii 企業年金制度の場合は、下記エ～キのいずれかを提出してください。

エ 厚生年金基金への加入を証明する書類

オ 適格退職年金契約に係る書類

カ 企業年金基金が発行する確定給付企業年金の導入を証明する書類又は資産管理運用機関との間の契約書

キ 運営管理機関が発行する確定拠出年金の企業型年金の導入を証明する書類

【チェックリスト番号8】

□法定外労働災害補償制度に加入していることを明らかにする書類の写し

※ 審査基準日をその保険期間（補償期間）に含む、次の団体等が実施する i の要件を満たす補償制度に加入していることを明らかにする書類の提出が必要です。

→ 労働災害補償制度の加入証明書、労働災害総合保険又は準記名式の普通傷害保険の保険証券を提出してください。

- ・（公財）建設業福祉共済団
- ・（一社）全国建設業労災互助会
- ・（一社）全国労働保険事務組合連合会
- ・中小企業等協同組合法の認可を受け共済事業を行う者
- ・労働災害総合保険等を取り扱う保険会社

- i **下記ア～エを全て満たす補償制度**でなければ評価の対象になりません。
 - ア) **死亡**及び労働者災害補償保険法における**障害等級第1級から第7級に該当する災害**を補償対象とすること
 - イ) **業務災害**及び**通勤（出退勤）災害**を補償対象とすること
 - ウ) **直接の使用関係にある職員**及び申請者が請け負った建設工事を施工する**下請負人（数次の下請負人の全て）と直接の使用関係にある職員全員**を補償対象とすること
 - エ) **施工する全ての工事**（共同企業体及び海外工事を除く）を補償対象とすること

【チェックリスト番号9】

※ **P24（CPD単位取得数について）の内容をあわせて確認してください。**

〔「技術職員名簿」に記載した職員の取得実績のみである場合〕

□①CPD認定団体によるCPD単位取得数を証明する書類の写し

※ **審査基準日以前1年間におけるCPD認定団体が発行するCPD単位取得の証明書等**の提出が必要です。

- i 突合確認のため、**①の各職員情報の余白部分に「各名簿の頁数及び通番等」を付記してください。**

→ 「技術職員名簿」の場合は「2-15」（頁一通番）、下記②の場合は「C-1」等

- ii **換算値（上限30）を「技術職員名簿」の「CPD単位取得数」欄に記載してください。**

〔「技術職員名簿」に記載した職員以外の取得実績がある場合〕

□②「CPD単位を取得した技術者名簿」（様式第4号）

□③当該職員が有する資格を証明する書類等の写し

□④当該職員の常勤性・雇用期間等を明らかにする書類の写し

※ 所定の要件（P24（CPD単位取得数について②）参照）を満たし、**②に記載する職員については、①とあわせて③④の提出が必要です。**

- iii ③については、P33（チェックリスト番号5関係）を参照してください。

- iv ④については、「技術職員名簿」に記載する技術職員に準じて、P30～32（チェックリスト番号4関係）に定める書類（必須書類及び該当する書類）を提出してください。

【チェックリスト番号10】

※ **P25（技能者レベル向上者数について）の内容をあわせて確認してください。**

〔「技術職員名簿」に記載した職員の実績のみである場合〕

□①「技能者名簿」（様式第5号）

□②CCUSの能力評価（レベル判定）結果通知書の写し

□③審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿の写し

※ **審査基準日以前3年間における所定の要件を満たした技能者のCCUSのレベル向上の事実を明らかにする書類**の提出が必要です。

→ 所定の要件についてはP25（技能者レベル向上者数について①）を参照してください。

- i 審査基準日以前3年間において**新たに「レベル1」の判定を受けた者**は評価の対象となりません。

→ 「レベル2」以上に向上した場合に評価対象となります。

- ii ②については、審査基準日の3年前の日以前に既にCCUSのレベル4に到達していた者（**控除対象者**）においては**「レベル4判定」に係る結果通知書**を提出してください。

- iii ②については、**①を前回受審時に提出した上で今回も提出し、記載内容に変更がない技能者**については提出を省略することができます。

〔「技術職員名簿」に記載した職員以外の実績がある場合〕

□④当該職員の常勤性・雇用期間等を明らかにする書類の写し

※ 所定の要件を満たし、**①に記載する職員については、①～③とあわせて④の提出が必要です。**

- iv ④については、「技術職員名簿」に記載する技術職員に準じて、P30～32（チェックリスト番号4関係）に定める書類（必須書類及び該当する書類）を提出してください。

【チェックリスト番号11】

□①基準適合（一般）事業主認定通知書の写し

□②審査基準日において認定の効力を有することを明らかにする書類の写し

※ **審査基準日において、ワーク・ライフ・バランスに関する取組に係る認定がなされている（継続している）ことを明らかにする書類**の提出が必要です。

→ 下記ア～ウのうち該当する取組につき、①②を提出してください。

ア) 女性活躍推進法に係る取組（「えるぼし」関係）

イ) 次世代育成支援対策推進法に係る取組（「くるみん」関係）

ウ) 若者雇用促進法に係る取組（「ユースエール」関係）

i ①については、**審査基準日以前に交付された通知書**を提出してください。

ii ②については、それぞれ下記の書類を提出してください。

- ・ アにおいては、厚生労働省のえるぼし関係HPに掲載されている最新の「[女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業（Excel形式の一覧表）](#)」の申請者に係る部分を抜粋したもの
- ・ イにおいては、厚生労働省のくるみん関係HPに掲載されている最新の「[次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業一覧（都道府県別のExcel形式の一覧表）](#)」の申請者に係る部分を抜粋したもの
- ・ ウにおいては、厚生労働省の「若者雇用促進総合サイト」の企業検索結果に掲載されている最新の「[企業概要（PRsheet）](#)」

【チェックリスト番号12】

※ **P26（建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について）の内容をあわせて確認してください。**

□ 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」（様式第6号）

※ **審査基準日以前1年間における元請として新たに請け負った審査対象工事の全てにおいて所定の措置を実施した旨を誓約する書類**の提出が必要です。

→ 審査対象工事や所定の措置の要件についてはP26（建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について①②）を参照してください。

【チェックリスト番号13】

※ **P27（建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無について）の内容をあわせて確認してください。**

□①「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書」（様式第7号）

□②建設技能者を大切にせる企業の自主宣言の写し

※ **審査基準日において、元請事業者又は下請事業者の立場で有効な自主宣言を行っていることを明らかにする書類**の提出が必要です。

→ 所定の要件についてはP27（建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無について①）を参照してください。

i ②については、自主宣言制度HPの「宣言企業検索」ページ：「宣言内容」欄に掲載されている最新の「[建設技能者を大切にせる企業の自主宣言（PDF資料）](#)」を提出してください。

【チェックリスト番号14】

□再生又は更生手続の開始又は終結がなされたことを明らかにする書類の写し

※ **審査基準日において、民事再生法又は会社更生法に係る手続開始又は終結がなされたことを明らかにする書類**の提出が必要です。

→ 手続終結により再生（更生）期間が終了した場合、項番53には左記**終結（決定）日から審査基準日までの期間（年数）**を記載してください。
（これまでの営業年数は評価対象外（リセット）となります）

【チェックリスト番号15】

[国、特殊法人等又は地方公共団体と直接防災協定を締結している場合]

□①国、特殊法人等又は地方公共団体との防災協定書の写し

※ **審査基準日において有効な防災協定を締結していることを明らかにする書類**の提出が必要です。

- i 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条各号に定める法人をいいます。
- ii 防災協定書の全ての頁を提出してください。

[申請者が加入（所属）する団体が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定等を締結している場合]

□②所属団体と国等との防災協定等に係る書類の写し及び当該防災協定等の対象者であることを明らかにする書類

※ **審査基準日において、申請者が加入（所属）する団体が国等と防災協定等を締結していることを明らかにする書類**の提出が必要です。

→ 下記ア及びイを全て提出してください。

ア) 所属団体が国、特殊法人等又は地方公共団体と締結した防災又は災害時の支援活動に係る協定書等

イ) 当該団体が発行する、申請者が当該協定書等に定められた防災又は災害時の支援活動に従事する者であることを証明する書類

iii アについては、協定書等の全ての頁を提出してください。

→ 防災又は災害時の支援活動に関する具体的な取組内容が確認できないものは評価対象となりません。

iv イについては、**申請者がアの協定書等に定める防災又は災害時の支援活動に従事する一員である旨を証明する内容であること**が必要です。

→ **単に団体に所属していることを証明するのみで、当該支援活動に従事する一員であることが確認できないものは不可**

【チェックリスト番号16】

[会計監査人を設置する会社である場合] [項番58の「1」該当]

□①有価証券報告書又は監査証明書の写し

※ **審査基準日の属する決算期間における、商業登記簿に登記された会計監査人が報告又は証明する書類**の提出が必要です。

i 会計監査人による**無限定適正意見又は限定付適正意見が付されたもの**を提出してください。

→ 「会計監査人名、決算期間及び意見が付された頁」の抜粋でも可とします。

[会計参与を設置する会社である場合] [項番58の「2」該当]

□②会計参与報告書の写し

※ **審査基準日の属する決算期間における、商業登記簿に登記された会計参与が報告する書類**の提出が必要です。

[所定の資格を有する経理実務の責任者が適正な経理処理である旨を確認する場合] [項番58の「3」該当]

□③「経理処理の適正を確認した旨の書類」（様式第2号）

※ **審査基準日の属する決算期間における、所定の資格を有する経理実務の責任者が自筆署名を行った書類**の提出が必要です。

→ 所定の資格とは、**項番59の計上対象となる資格**のことであり、**2級建設業経理士は該当しません**。（項番59関係の詳細については、P38～39（チェックリスト番号17関係）を参照）

i 様式第2号の別添資料「確認項目」の内容を十分確認した上で作成してください。

ii **経理実務の責任者の立場にある者が自筆署名を行った「原本」**を提出してください。

→ **単に所定の資格を有するのみで経理実務の責任者の立場にない者が作成した書類は評価の対象となりません**。

【チェックリスト番号17】

[公認会計士又は税理士の資格を有する者]

- ①「建設業経理士等名簿」（様式C）
- ②義務的研修を受講済みであることを明らかにする書類の写し
- ③当該職員の常勤性を明らかにする書類の写し

※ 審査基準日において、申請者に常時雇用され法令等に定める義務的研修を受講済みである者であることを明らかにする書類の提出が必要です。

i 「建設業経理士等名簿」に記載可能な常時雇用の職員の考え方は、P15（■技術職員名簿に関する注意事項①②）に定める「技術職員」の要件のうち、下記の部分が異なるものとなります。

- 6ヶ月を超える雇用関係を有しない者でも可
→審査基準日において常時雇用である者であれば記載可能です。
- 高年齢者雇用安定法に基づく「継続雇用制度」の適用対象者は不可
→当該制度を含め、雇用期間の定めのある（有期雇用の）職員は記載できません。

ii ①については、様式Cの「記載要領」の内容を踏まえて作成してください。

iii ②については、下記ア～ウのいずれかの書類を提出してください。

ア) 公認会計士の資格を有する者においては、審査基準日が属する「CPDの事業年度（毎年4月1日～翌年3月31日）」の前事業年度に係る履修結果通知書
→日本公認会計士協会・継続的専門能力開発制度協議会が発行する、「CPD義務達成」と記載された通知書

イ) 税理士の資格を有する者においては、審査基準日が属する「研修の事業年度（毎年4月1日～翌年3月31日）」の前事業年度に係る、36時間以上の研修を受講した旨を証明する所属税理士会が発行する受講認定証等

→事業年度の途中で資格を取得した者については、期間に応じて按分された必要時間数以上の研修を受講したことを証明するもの

ウ) 審査基準日の属するア又はイの各事業年度内に資格を取得した者においては、資格取得の事実を明らかにする合格証明書等

iv ③については、「技術職員名簿」に記載する技術職員に準じて、iの留意点を踏まえた上でP30～32（チェックリスト番号4関係）に定める書類（必須書類及び該当する書類）を提出してください。

[1級又は2級の建設業経理士の資格を有する者]

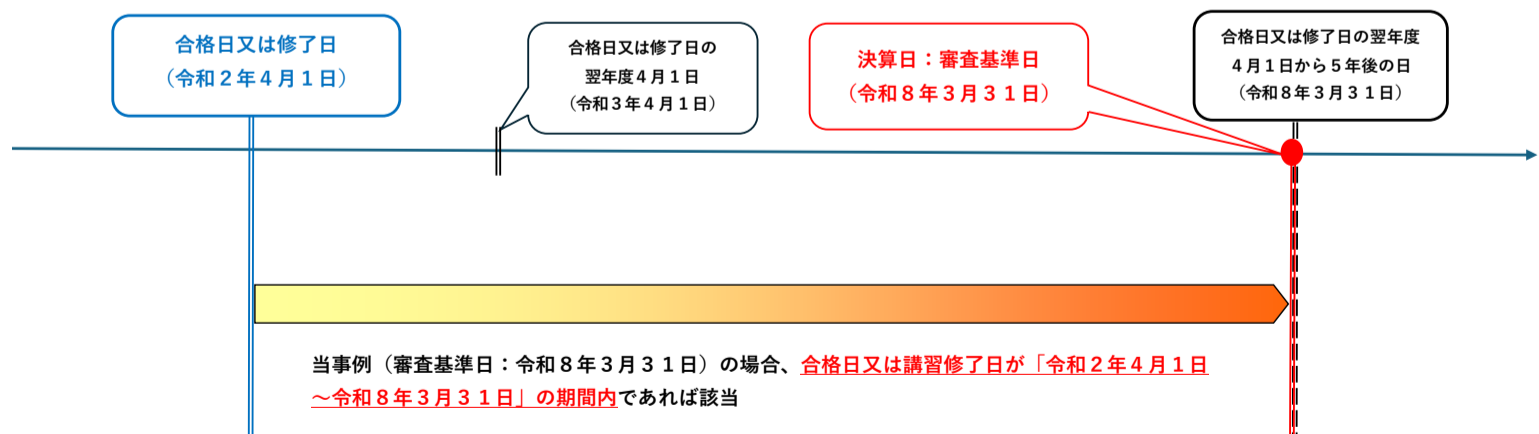
- ④1級又は2級の登録経理試験の合格証又は登録経理講習の修了証の写し

※ 審査基準日において下記の要件を満たし、①に記載する職員については、①③とあわせて④の提出が必要です。

→ 下記ア又はイのいずれかに該当する合格証明書又は講習修了証を提出してください。

ア) 1級又は2級の登録経理試験に合格した日の翌年度の開始日（4月1日）から5年を経過していない

イ) 1級又は2級の登録経理講習を修了した日の翌年度の開始日（4月1日）から5年を経過していない



v 公認会計士、税理士又は1級建設業経理士の資格を有する者については、2級建設業経理士の資格を有していたとしても重複計上となることから2級の資格を①に記載することはできません。

- vi ④については、前回近畿地方整備局にて受審し、その際に①（「合格日又は講習修了日」欄の記載があるものに限る）に記載し評価を受けた職員であり、かつ記載する資格に変更がない場合であって審査基準日において有効期間切れとなっていないものについては提出を省略することができます。
- vii 2級建設業経理士の合格者及び講習修了者については、経理実務の責任者の立場にある場合であっても **P37（チェックリスト番号16関係）の③を作成することはできません。**
→ 項番58において「3」の評価対象となりません。

【チェックリスト番号18】

□注記表（施行規則様式第17号の2）の写し又は有価証券報告書の写し

- ※ 要件を満たし項番58に「1」と記載する場合において、研究開発費の額を明らかにする書類の提出が必要です。
→ 項番58関係の詳細については、P37（チェックリスト番号16関係①）を参照してください。
- i 前回経審時に計上していない場合や審査基準日に係る決算期間又はその前期決算期間のいずれかが12ヶ月でない場合は、前期分（及び前々期分）もあわせて提出が必要です。
- ii 注記表については、経営状況分析（Y）の申請に際して登録経営状況分析機関に提出した書類と同一のものを提出してください。
- iii 有価証券報告書については、「決算期間が記載された頁」及び「研究開発費の額が記載された頁」のみの抜粋でも可とします。
- iv 研究開発費の額が確認できるよう、金額部分をマーカー等にて明示してください。

【チェックリスト番号19】

※ **P22～23（評価対象となる建設機械について）の内容をあわせて確認してください。**

[受審のつど提出を要する書類]

□①「建設機械の保有状況一覧表」（様式D）

□②建設機械に応じた検査証等の写し

- ※ 審査基準日において、所定の要件を満たし評価対象となる建設機械であることを明らかにする書類の提出が必要です。
i ①については、P22（評価対象となる建設機械について①）を参照の上、P23の【記載例】のとおりで作成してください。
ii ②については、①に記載する全ての建設機械につき、P22（評価対象となる建設機械について②）に掲げる検査証等を提出してください。

[①に記載する建設機械のうち、自社所有の建設機械について]

□③自社所有の建設機械であることを明らかにする書類の写し

□④当該建設機械のカタログ資料又は現物写真

- ※ 審査基準日において申請者に所有権がある建設機械について、①②とあわせて③④の提出が必要です。
→ ただし、前回近畿地方整備局にて受審し、その際に①に記載し評価された建設機械については、③④ともに提出は不要です。
iii ③④については、P23（評価対象となる建設機械について③ i）を参照してください。

[①に記載する建設機械のうち、所有権留保付き割賦購入の建設機械について]

□⑤契約書の写し

- ※ 審査基準日において所有権留保付き割賦購入契約に基づき使用している建設機械について、①②④とあわせて⑤の提出が必要です。
→ ただし、④については前回近畿地方整備局にて受審し、その際に①に記載し評価を受けた建設機械については提出は不要です。**（⑤は受審のつど提出が必要です）**
iv ⑤については、P23（評価対象となる建設機械について③ ii）を参照してください。
v ⑤については、審査基準日において割賦払金の最終支払が完了し所有権が自社に移転済みである場合は、その旨を明らかにする書類をあわせて提出の上、①の「使用区分」欄につき「自社所有」と記載してください。

[①に記載する建設機械のうち、リース契約の建設機械について]

□⑤契約書の写し

□⑥「建設機械の使用に関する誓約書」（様式E）

※ 審査基準日においてリース契約に基づき使用している建設機械について、①②④とあわせて⑤（及び⑥）の提出が必要です。

→ ただし、④については前回近畿地方整備局にて受審し、その際に①に記載し評価された建設機械については提出は不要です。（⑤は受審のつど提出が必要です）

vi ⑤⑥については、P23（評価対象となる建設機械について③ iii）を参照してください。

vii ⑥については、リース期間が「審査基準日から1年7ヶ月後の日まで」の間に満了する場合に提出してください。

→ 現契約期間満了後に自動更新がなされる旨が定められている場合であっても、現契約期間が「審査基準日から1年7ヶ月後の日まで」の間に満了する場合は提出が必要です。

【チェックリスト番号20】

□エコアクション21の認証・登録証の写し

※ 審査基準日において有効である（一財）持続性推進機構が発行するエコアクション21の認証・登録証の提出が必要です。

i 下記ア～ウを全て満たす認証・登録証でなければ評価の対象になりません。

ア) 「事業活動」欄に建設業に係る内容が具体的に明記されていること

イ) 「対象事業所」欄に建設業許可を受けた全ての営業所が明記されていること

→ 主たる営業所をはじめ、全ての営業所（「本店」「支店」「営業所」等組織名を問わない）につき、許可を受けた営業所名と一致した名称にてもれなく明記されていること

ウ) 審査基準日において有効期限切れとなっていないこと

【チェックリスト番号21】

□① ISO9001又はISO14001の登録証及び付属書等の写し

□②「ISO規格の登録に関する誓約書」（様式F）

※ 審査基準日において有効であるISO9001又はISO14001の登録を受けていることを明らかにする書類の提出が必要です。

i ①については、下記ア～エを全て満たすものでなければ評価の対象になりません。

ア) 認証を受けた活動範囲として、建設業に係る内容が具体的に明記されていること

イ) 登録証又は付属書等に建設業許可を受けた全ての営業所が明記されていること

→ 主たる営業所をはじめ、全ての営業所（「本店」「支店」「営業所」等組織名を問わない）につき、許可を受けた営業所名と一致した名称にてもれなく明記されていること

→ 認証を受けた営業所のうち登録証又は付属書に記載がないものについては、認証機関へ提出している手順書や組織図、サイト詳細情報等を提出すること

ウ) 上記イの全ての営業所について、建設業許可上の所在地と登録証又は付属書等に記載された所在地が一致していること

エ) 審査基準日において有効期限切れとなっていないこと

ii ②については、下記a又はbのいずれかに該当する場合に提出することにより、評価の対象とします。

a) 前回（今回の審査基準日の前期決算日に係る）経営事項審査を近畿地方整備局にて受審し、その際に評価を受けたISO9001又はISO14001の登録状況に関して、前回の審査基準日後に新設した営業所につき、認証手続中のため当該営業所が追加記載された登録証及び付属書等が交付されていない場合

→ その旨を記載した②の提出により評価対象とする

b) 前回（今回の審査基準日の前期決算日に係る）経営事項審査を近畿地方整備局にて受審し、その際に評価を受けたISO9001又はISO14001の登録状況に関して、前回の審査基準日後に所在地を変更した営業所につき、認証手続中のため当該営業所の変更後の所在地が記載された登録証及び付属書等が交付されていない場合

→ その旨を記載した②の提出により評価対象とする

IV. その他

1. 審査期間及び結果通知書の送付について

- 書面による申請、電子申請それぞれの審査期間については表紙第2面に記載のとおりです。
- ・ 「結果通知書」（電子による交付を除く）は簡易書留にて申請者宛に送付いたしますが、申請の委任を受けた行政書士等が「結果通知書の受領」についても受任している（委任状にその旨が明示されている）場合に限り、当該行政書士等宛に送付いたします。

2. 再審査の申立について

- 下記ア又はイのいずれかに該当する場合に限り、交付済みの「結果通知書」に係る再審査の申立を行うことができます。
- ア) 行政（審査）庁側の誤りにより、「結果通知書」の内容が申請内容と異なる場合
 - 「結果通知書」を受領した日から30日以内であれば再審査の申立可
 - P7下部「POINT」に記載のとおり、行政庁側に責のない（申請者側の責任に帰する）案件については不可
- イ) 国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合
 - 改正の日から120日以内であれば再審査の申立可
 - 改正の内容等については、近畿地方整備局HPの経営事項審査のサイトに掲載いたします。
https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/daizinkyoka_sinsa2.html
- 再審査の申立及びこれに基づく結果通知書の交付に係る手数料は不要です。

3. 業種追加について

- 「結果通知書」の交付後に新たな業種の建設業許可を受けた場合、当該業種に係る「業種追加の申請」を行うことができます。
- ・ 新たな業種の許可を受けた日の直前の審査基準日に係る経営事項審査の結果に追加することとなります。
- ・ 追加する業種に係る技術職員及び完成工事高（元請完成工事高を含む）のみが審査対象となります。
 - 結果通知済みの業種の内容に影響する変更（技術職員及び完成工事高の増減、「その他の審査項目（社会性等）」の各項目の内容変更等）は不可
- 業種追加に係る手数料はP6の5に記載のとおりです。
- 「業種追加に基づく結果通知書」の日付は当該通知の日となります（「当初申請に基づく結果通知書」の日付に遡って通知するものではありません）。

4. 経営事項審査結果の公表及び閲覧について

- 経営事項審査の結果については、公共工事入札参加希望者選定手続の透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。
- 公表内容は、申請者に通知された内容と同様、総合評定値（P）及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点が記載された「経営事項審査結果通知書の写し」となります。
- 公表及び閲覧については、（一財）建設業情報管理センターに委任しており、「結果通知書」交付日の約30日後から同センターのHP（<http://www.ciic.or.jp/>）にて閲覧可能となります。

5. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について

- 経営事項審査において、下記に該当する行為をした場合には罰則（懲役又は罰金）に処せられることがあります（建設業法第50条第4号、第52条第4号、第53条）。
- ・ 申請書類に虚偽の記載をして提出したもの。
- ・ 審査に必要な報告をせず、もしくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したもの。
- また、提出書類に虚偽記載や偽造等を行った場合や請負契約に関し不誠実な行為をした場合等においては、建設業法第28条に基づく監督処分の対象となります。

6. 特殊な経営事項審査について

- 特殊な事例（合併、譲渡、分割、経営再建等）にて経営事項審査を受審する場合は、**通常とは異なる手続が必要となります**ので、**経営状況分析（Y）の申請前に**時間的余裕をもって下記9の問合せ先までご相談ください。
- なお、企業集団（グループ経営、連結経営）及び持株会社の子会社に係る経営事項審査（持株会社化経営）、外国子会社の経営実績の評価については、**事前に国土交通大臣の認定が必要となります**。
→ 詳細については、[国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課（03-5253-8111）](http://www.mlit.go.jp/const/1_6_bt_000091.html)にお問合せください。

7. 経営事項審査に係る個人情報の取扱いについて

【1】申請に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が経営事項審査申請等により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- 1) 経営事項審査申請等の審査事務
- 2) 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

【2】結果に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が経営事項審査結果に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 建設業法第27条の23第1項に規定する建設工事の発注者に対する経営事項審査結果の通知（発注者支援データベース・システムにより提供する者を含みます。）
2. 経営事項審査結果の公表及び閲覧（公表及び閲覧については、（一財）建設業情報管理センターに委任しており、同センターにて行っています）
3. 経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
4. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定による次の利用又は提供
 - 1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - 2) 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - 3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - 4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
 - 5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - 6) その他提供することについて特別の理由があるときの提供

8. 登録経営状況分析機関について

登録経営状況分析機関一覧表

（令和7年1月現在）

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	（一財）建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-6663
2	（株）マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム（株）	愛知県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	（株）九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	（株）北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	（株）ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	（株）経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本（株）	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	（株）NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	（株）建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

- 最新の登録経営状況分析機関の情報については、国土交通省（不動産・建設経済局 建設業課）のHPにて確認してください。
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

9. 問合せ先

近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 調査係

〒540-8615 大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎

TEL：06-6942-1141 FAX：06-6942-3913

- 経営事項審査に係る最新情報や連絡事項、各種様式等については、近畿地方整備局HPの経営事項審査のサイトにて確認してください。

https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/daizinkyoka_sinsa2.html